

湖北地域消防本部

旧東浅井分署・旧びわ出張所解体工事

図面リスト					
N o	図 面 名 称	S C A L E	N o	図 面 名 称	S C A L E
D	【 解 体 工 事 】				
O 1	解体工事特記仕様書 1	—	1 1	旧びわ出張所 現況配置図、改修配置図	1/200
O 2	解体工事特記仕様書 2	—	1 2	旧びわ出張所 解体建物 平面図、立面図、断面図	1/100
O 3	旧東浅井分署 現況配置図、屋外現況物リスト	1/200	1 3	旧びわ出張所 解体建物 仕上表	—
O 4	旧東浅井分署 改修配置図、屋外物リスト	1/200	1 4	旧びわ出張所 参考図（ 1 ）	1/20、1/30、1/100
O 5	旧東浅井分署 現況・改修縦横断面図、部分詳細図	1/200、1/50	1 5	旧びわ出張所 参考図（ 2 ）	1/100
O 6	旧東浅井分署 解体建物 平面図、立面図、断面図	1/200	1 6	旧びわ出張所 参考図（ 3 ）	1/30
O 7	旧東浅井分署 解体建物 仕上表	—			
O 8	旧東浅井分署 参考図（ 1 ）	1/100			
O 9	旧東浅井分署 参考図（ 2 ）	1/30			
1 0	旧東浅井分署 参考図（ 3 ）	1/50			

解体工事特記仕様書

I-1

工事概要（旧東浅井分署）

工事名称

旧東浅井分署・旧びわ出張所解体工事

工事場所

長浜市五村151番地（旧東浅井分署）
敷地面積：2,197.90㎡（借地）

用途規制

第1種低層 第2種低層 第1種中高層 第2種中高層 第1種住居 第2種住居
準住居 近隣商業 商業 準工業 工業 工業専用 指定なし

防火規制
その他の規制

防火地域 準防火地域 法22条指定区域 指定なし
風致地区 自然公園 宅造規制区域 市街化区域 市街化調整区域 景観計画区域

工事期間・限
工事種目

135日間
ただし、旧東浅井分署については令和7年9月19日（金）までとする。

No

名称

工種

構造

床面積（㎡）

B1階1階2階3階4階PH階延面積

備考

消防庁舎

解体工事

RC造

—

185.65

180.00

180.00

—

—

545.65

車庫1

解体工事

S造

—

179.34

—

—

—

—

179.34

車庫2

解体工事

S造

—

31.90

—

—

—

—

31.90

計

756.89

概要説明

本工事は、湖北地域消防本部 旧東浅井分署の敷地内、消防庁舎、車庫その他付属工作物の解体工事及び電気設備、機械設備の撤去、並びに外構の整備を行う。

I-2

工事概要（旧びわ出張所）

工事場所

長浜市益田町54番地（旧びわ出張所）
敷地面積：1,000.00㎡（市有地）

用途規制

第1種低層 第2種低層 第1種中高層 第2種中高層 第1種住居 第2種住居
準住居 近隣商業 商業 準工業 工業 工業専用 指定なし

防火規制
その他の規制

防火地域 準防火地域 法22条指定区域 指定なし
風致地区 自然公園 宅造規制区域 市街化区域 市街化調整区域 景観計画区域

工事期間・限
工事種目

旧東浅井分署解体工事期間とする
田園住居地区

No

名称

工種

構造

床面積（㎡）

B1階1階2階3階4階PH階延面積

備考

消防庁舎

解体工事

S造

—

175.30

—

—

—

—

175.30

計

概要説明

本工事は、湖北地域消防本部 旧びわ出張所の敷地内、消防庁舎、その他付属工作物の解体工事及び電気設備、機械設備の撤去、並びに外構の整備を行う。

II

建築
工事
仕様
様
式

1. 共通仕様
（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」（以下「解体共通仕様書」という）による。
ただし、「解体共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書 令和4年版」（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版」（以下「改修標準仕様書」という）による。
なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。

2. 特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の＜ 〕内表示番号は、改修仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（5）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、修仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章

項目

特記事項

①

① 施工基準

本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、質問回答書、現場説明書、本特記仕様書を含む図面、様仕及び改修様仕により完全に施工する。
上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。

[1.1.1]

② 工事実績情報の登録（CORINS）

請負金額が500万円以上の場合は、契約(変更)、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。

[1.1.4]

③ 施工体制

受注者等は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。
また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。

[1.3.1]

4 技術管理

受注者等は、建築業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。

[1.3.2]

5 施工条件

次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。

[1.3.5]

工程・作業

指定日時

⑥ 地元説明会

受注者等は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。

[1.3.6]

7 近隣家屋の調査

受注者等は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査（内部及び外部）を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。

[1.3.6]

8 総括安全衛生管理義務者

労働安全衛生法第30条第2項の総括安全衛生管理義務者を選任する。

[1.3.6]

⑨ 安全対策

各種関係法令に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努め、施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全を図り工事全般の対策を講ずること。
また、施設運営にも担当者と協議を行い支障のないよう努めること。

[1.3.6~8]

⑩ 公害対策

工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。

[1.3.9]

⑪ 発生材の処理等

※横外搬出適切処理 ・ 指定（ ）

[1.3.10]

12 技能士

適用工事種別

仮設工事
防水工事
タイル工事
木工事
屋根及びとい工事
金属工事
左官工事
塗装工事
内装工事

作業種別
・ とび
・ アスファルト防水
・ 改質アスファルトシートーチ工法
・ アクリルゴム系塗膜防水
・ ウレタンゴム系塗膜防水
・ 塩化ビニルシート防水
・ 合成ゴム系シート防水
・ セメント系防水
・ FRP防水
・ シーリング防水
・ タイル張り
・ 大工
・ 内外装板金
・ スレート工事
・ 鋼製下地
・ 内外装板金
・ 左官
・ 建築塗装
・ プラスチック系床仕上げ
・ カーペット系床仕上げ
・ ポード仕上げ
・ 壁装

13 一工程報告

一工程施工報告書の提出
・ 不要
・ 解体
・ 防水改修
・ 外壁改修
・ 耐震改修
・ 各工程

[1.6.3]

14 取扱説明書の作成

竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。
(部数、詳細については、監督職員の指示による。)

⑮ 現場代理人等

イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

[1.7.3]

⑯ 工事写真

区分

撮影箇所

提出部数

備考

着工前、完成

・3※6・15・30

3

同じ位置で撮影すること。

工事中

1

必要に応じ撮影する

定期提出

代表的な出来高の部分

1

工事月報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・建築工事編」(国土交通省大臣官庁営繕部監修)による。

17 竣工写真

竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。

⑱ 下請業者等の選定

各種下請業者、製造等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。

⑲ 保険等

受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事事目的物に付するとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

20 設計図の製本

工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。 A3サイズ 部数

⑳ 軽微な変更

設計図面に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

22 不当介入に関する通報制度

1.受注者等は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うものとする。
2.受注者等は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、受注者等は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
3.受注者等は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

23 特殊な材料の工法

標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

24 各種検査合格書等

各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し各1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。

25 シンナー等の保管

シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。

⑳ 火気の管理

喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。

㉑ 通積防止の措置

受注者等は通積積等の違法防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。

㉒ 騒音振動の防止

受注者等は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第487号）」に基づき指定された建設機械（97ラベル）を使用すること。

29 設計GL

・ 図示
・ 監督職員が現場にて決定する。

㉓ 不法無線局の排除

受注者等は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。

31 別途工事との連絡協議

受注者等は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合いについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。

㉔ 申請等

本工事における官公庁の各検査および完了にかかる消防法等、すべての法的検査は受注者等にて行うものとする。また、その費用（手数料共）は一切受注負担とする。

㉕ 長浜市週休2日取組指定工事の実施

本工事は、発注者が工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間において4週8休以上の現場閉所に取組むことを指定する週休2日取組指定型工事である。費用の計上等の運用にあたっては、「長浜市週休2日取組指定型工事実施要綱(建築系工事版)」により行う。
※ 適用する ・ 適用しない

② 解体工事

① 解体工事に関する特記事項

※ 指定する範囲の解体建物(解体する建物内外にある備品、機器類すべてを含む)、工作物、樹木等は特記なき限り、地盤面下も含め全て解体撤去すること。
腐材の処分場所については受注者において選定し、事前に監督職員に報告すると共に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき契約を締結すること。(地盤面下は捨てつりかごを含むものとし、根切り土は埋戻しとする。)
解体材を敷地内において焼却したり埋設することは一切認めない。
また、ガラス破片を残さないよう、特に注意すること。
※ 工事実施にあたっては、風向き等に留意し近隣に迷惑を及ぼさぬ様配慮し、必要ある時は監督員と協議の上工事の一時中止の措置を行うこと。
※ 解体作業により万一近隣建物及び工作物に損傷を与えたり、その構造物機能を低下させた場合は、受注者の責任において現況に復旧すること。また、搬入出時において道路等に損傷を与えたり、汚した場合はも受注者の責任において現状に復旧すること。
※ 工事中は通時散水を行い、粉塵の飛散防止に努めること。
※ 解体撤去後の敷地は、特記なき限り根切土・現状土にて敷きならし、整地すること。
※ 収付アスベスト、アスベスト成形板ほか石棉含有材については、関係法令等に基づき専門業者が所定の方法で解体撤去し、適切に処分すること。
※ 解体に先立ち、図示部分以外についても建材等のアスベスト含有の有無を確認し、含有する建材等があった場合は監督員に直ちに報告し、その処理方法について協議すること。
※ 存置物のうち、エアコン・洗濯機・テレビ・冷蔵庫は、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基き処理すること。なお、エアコンについてはフロンガスの回収を的確に行うこと。
また、フロンガスの回収にあたっては総量報告書を提出すること。
※ 解体に先立ち、PCBを使用した照明器具の有無を調査し、その結果を報告すること。
また、PCBを使用した器具については、監督員の指示に従い指定された場所に搬出し、諸法令に基づき適正に保管処理する事。
※ 地下埋設物（排水管、ガス管等）は、特記を除き監督員の指示によりブラッグ止め等の処理を行い、原則としてすべて撤去すること。
なお、NTT配線及び引込み配線メーター等の撤去、給水管、汚水排水管、ガス管・高圧ガス等の切り離し搬出に伴う申請については、各関係機関と協議の上、申請業務および必要な諸費用を含め本工事とする。

② 解体工法

※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音振動の減少、粉塵の防止に努めること。
※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第2条）」による。

③ 施工計画書等

工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。

[1.2.1、2]

④ 杭

杭の解体
○ 行う ・ 行わない（杭の位置、大きさ等を記録し、監督職員に報告書を提出すること）
杭の解体工法
○ 引き抜き工法（ ・ 振動 ・ ケーシング ・ ）
○ 粉砕による解体

[3.9.2]

5 樹木等

樹木の伐採伐根及び移植
・ 行う（ 図示 による ）

[3.11.1]

⑥ 地下埋設物の埋設配管

地下埋設物及び埋設配管の解体
○ 行う

[3.12.1]

⑦ 解体後の整地

解体後の埋戻し及び盛り土
○ 行う
埋戻し及び盛土の材料
○ A種(不足分) ※ B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3)(表3.2.1)
C種の場合
建設発生土受入れ量 m3
発生場所
受入条件
・ 構造物撤去等により自現場で発生するコンクリート塊を使用する埋戻し範囲
・ 図示による
整地の高さ
○ 現状GL
・ 図示（ 図による ）

[3.13.1]

⑧ 付属設備等の撤去

※ 工事区域内の地下埋設配管（給水、排水、ガス等）については、特記を除き監督員の指示によりブラッグ止め等の処理をし全て撤去とする。
※ 給水管、汚水排水管、ガス管、オイルタンク、便槽等の撤去についても申請業務を含め本工事とする。
※ 図面及び床面積は概略を示すものである。工事着手前に調査を行い現場の状況を把握すること。

⑨ 建築物の除却届けの提出

⑩ 解体工事の届出書の提出

着工に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届を所轄官庁に提出すること。
(1) 建設リサイクル法第10条の規定による届出書を作成し、監督員に提出すること。
(2) 建設リサイクル法第12条の規定による書面交付し、監督員に説明すること。
(3) (1)項の届出の事項（変更がある場合は、変更後の内容）について、下請け業者に周知徹底すること。

⑪ 再資源化等完了の報告と記録

受注者は、建設リサイクル法第18条の規定に従い、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。

⑫ 発生材の処理等

○ 産業廃棄物の処理
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、マニフェストシステムにより的確に実施することし、事前に監督員に施工計画書を提出し承諾を受けること。
産業廃棄物の収集運搬車に係る標示および書面の備え付けを行うこと。また、運搬車両毎に写真撮影を行い提出すること。（自己で運搬する場合も含む）
○ 再生資源利用計画等の提出
「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）および「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守し、再生資源利用（促進）計画書および同実施書を作成すること。
○ 建設リサイクル法
本工事に使用する特定建設資材および排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）を遵守し、分別解体および再資源化等を実施すること。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づいて書面により報告すること。

13 近隣家屋の調査

受注者は、工事の着手前および完了後に、隣地の近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は受注者の責任において現状に復旧すること。また、受注者自ら必要と思われる近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。

⑭ その他

※ 重機搬入及び腐材搬出時には誘導員を要所に配し、近隣住民、交通に充分注意のこと。
※ 解体工法については、敷地状況・周辺状況に十分に配慮し、適切な工法を採用すること。
油圧破砕機、消音装置付低騒音ジャイアントブレーカー、コンプレッサー等を計画的に使用し、振動、騒音防止に留意すること。
※ 解体建物内に残置されている備品、物品は本工事にて撤去処分すること。
※ ノッチタンク等を設置し、濁水を側溝、河川に直接放流させぬ措置を行うこと。

③ 仮設工事

① 騒音・粉塵等の対策

○ 設ける
（ ・ 防音バネル
・ 防音シート
・ 養生シート
・ その他）
＜2.2.1＞
○ 足場等
○ 設ける
・ 種別、位置、高さ、延長は図示による。
○ 仮設計画を立案し、監督員と協議して決定する。
＜2.2.2＞
○ 仮囲い
・ 設ける
・ 種別、位置、高さ、延長は図示による。
・ 仮設計画を立案し、監督員と協議して決定する。
○ 設ける
・ 種別、位置、高さ、延長は図示による。
・ 仮設計画を立案し、監督員と協議して決定する。
○ 設ける
・ 設けない
（ ・ m程度 会議テーブル、イス、ホワイトボード、エアコン）
＜2.3.1＞
○ 山留め
・ 設ける
・ 種別、位置、高さ、延長は図示による。
・ 仮設計画を立案し、監督員と協議して決定する。
＜2.4.1＞
○ 工事用水
○ 利用できる（ ・ 有償
・ 無償 ）
○ 工事用電力
○ 利用できる（ ・ 有償
・ 無償 ）
○ 交通誘導員
○ 設ける
（ ・ 常時
○ 工事車両の往来がある場合
・ 図示 ）
8 水替作業
水質汚濁防止法及び関係条例等に従い、敷地外に排水すること。
必要に応じ現場内にノッチタンクの設置及び側溝に土蓋を設置し泥水の流出対策を行うこと。
9 洗車場
・ 設ける
・ 設けない
・ 図示による。
・ 仮設計画を立案し、監督員と協議して決定する。
⑩ その他
・ 敷地外に汚泥、濁水等を流布しないよう十分な対策を講ずること。

④ 建設
廃棄物
の
処
理

① 再資源化施設等

建設廃棄物に応じた中間処理施設及び再資源化施設は、任意とするが、極力近隣の施設を選定し、監督職員の承諾を得ること。

[4.4.1]

② 再資源化等

建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物のほか、出来る限りの廃棄物を再資源化するよう努めること。

[4.4.1]

3 現場内再資源化

建設廃棄物を再資源化し、現場で利用する物
種類
利用する場所(箇所)等

[4.4.1]

4 産業廃棄物区域認定制度

・ 活用しない ・ 活用する（種類： 所在地等： ）

[4.4.2]

⑤ 最終処分施設

建設廃棄物に応じた最終処分施設は、任意とするが、極力近隣の施設を選定し、監督職員の承諾を得ること。

[4.4.3]

⑥ 処分に必要な建設廃棄物

※ 共通仕様書による ・ 該当しない
分別解体作業時に当該建物があった場合は、監督職員に現状を報告すること。

[4.5.1]

⑤ 特別管理産業
廃棄物の処理等

① 特別管理産業
廃棄物の処理等

材料名

分析調査

備考

PCB含有機器類

○ 行う ・ 行わない

照明器具、キュービクルについて、PCB含有の有無を調査し監督職員に報告すること

PCB含有シーリング材

廃油

腐蝕・腐アルカリ

ダイオキシン類

上記産業廃棄物の処理方法

※ 共通仕様書による ・ 図示による

株式会社 丸山建築事務所
一級建築士事務所登録第139号

板橋 品一
一級建築士登録 第213806号

構造設計
一般建築士登録 大匠（ ）
構造設計/設備協定
への法適合を確認した
大匠（ ）

名称
湖北地域消防本部
旧東浅井分署・旧びわ出張所解体工事

図名
解体工事特記仕様書 1

No.
D-01

扉尺
A1:—
A3:—

⑥

①

一 般 事 項

ア
ス
ベ
ス
ト
含
有
建
材
の
除
去

石綿等の取扱については、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)(以下、「石綿規則」という。)、大気汚染防止法(環境省)を遵守すること。

●石綿含有建材の事前調査

- 特記ある建築建材については、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき事前調査を実施すること。
- 石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査者等、一定の知見を有する者が実施するように努めること。
- 事前調査結果は書面で発注者に説明すること。
- 事前調査結果を作業場に備え付け、掲示すること。

●設計時の調査、分析結果(旧東浅井分署)

アスベスト含有建材・吹付材等							
No.	建物名称	階数	室名	使用箇所	仕様書種別	材料	定性試験結果
1	車庫1	—	—	外壁	仕上	外装薄塗材E	不検出
2	車庫2	—	—	外壁	仕上	外装薄塗材E	不検出
3	事務所棟	—	—	庇	仕上	複層塗材E	不検出
4	〃	1階	ホール	壁	仕上	ゾラコート	不検出
5	〃	1階	廊下(事務室内)	巾木	仕上	ソフト巾木	不検出
6	〃	〃	〃	〃	〃	ソフト巾木接着剤	不検出
7	〃	1階	炊事室	天井	仕上	石綿板	検 出
8	〃	2階	小会議室	床	仕上	長尺塩ビシート	検 出
9	〃	〃	〃	〃	〃	長尺塩ビシート接着剤	不検出
10	〃	—	—	軒天	仕上	外装薄塗材E	不検出
11	〃	—	廊下	床	仕上	Pタイル	不検出
12	〃	〃	〃	〃	〃	Pタイル接着剤	不検出
13	〃	—	玄関	外壁	仕上	吹付タイル	不検出
14	車庫1	〃	車庫	屋根裏面	〃	ひる石吹付材	不検出

●設計時の調査、分析結果(旧びわ出張所)

アスベスト含有建材・吹付材等							
No.	建物名称	階数	室名	使用箇所	仕様書種別	材料	定性試験結果
1	庁 舎	1階	洗面室	床	仕上	長尺塩ビシート	不検出
2	〃	1階	洗面室	床	仕上	長尺塩ビシート接着剤	不検出
3	〃	—	玄関ポーチ	軒天	仕上	ケイカル板	検 出
4	車 庫	1階	車庫	天井	断熱	グラスシート	不検出
5	庁 舎	—	外部	外壁	吹付	リンシ吹付	不検出

②

除去工事共通事項

専門工事業者[6.2.1]⑨.1.2(1)＜アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。＞

石綿作業主任者[6.2.2]⑨.1.2(2)＜石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。＞

除去作業者[6.2.3]⑨.1.2(3)＜作業者は、就業時に石綿規則第27条に基づく教育を受けたものとする。また、一般健康診断、じん肺健康診断を受診したものとし、肺機能に異常のないものとする。＞

特別管理産業廃棄物管理責任者[6.2.4]⑨.1.2(4)＜排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理しなければならない。ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。＞

施工区画への関係者以外の立入禁止[6.2.5]⑨.1.2(5)＜作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。＞

表示及び掲示[6.2.6]⑨.1.2(6)＜見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。

※ アスベスト作業主任者名と職務内容

※ 関係者以外立入禁止

※ 喫煙・飲食の禁止

※ 「アスベスト除去作業中」の表示

周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。

※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等)」

※ 事前調査結果

石綿を保管する容器等への表示[6.2.7]⑨.1.2(7)＜石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱いの注意事項を表示する。＞

保護具、保護衣[6.2.8][6.2.9]⑨.1.2(8)⑨＜作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがねを併用する。作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。保護衣は、JIS T 8115(化学防護服)の浮遊固体粉じん防護用密閉服(タイプ5)同等品以上のものとし、使い捨てとする。保護衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。＞

除去したアスベスト含有物の保管、運搬等[6.2.3]⑨.1.3(3)＜div>※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管

※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形板を運搬する場合は、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。

※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。＞

③

アスベスト含有吹付け材の除去

作業場の隔離等石綿含有吹付け材の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、解体共通仕様書[6.3.1]による、負圧隔離養生を行う。

除去工法[6.3.2]⑨.1.3(2)＜div>※ 解体共通仕様書[6.3.2]による湿式工法

○ ディスククラインダー工法(工法D)

○ 手工具ケレン工法(工法E)

除去工法については、原則(一財)日本建築センター、(一財)建築安全センターの技術審査を取得した工法によるものとし、専門業者の責任施工とする。＞

除去物及び汚染物等の処理[6.3.2]⑨.1.3(2)＜div>※ 密封処理(二重袋梱包)

・セメント固化

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタ等、汚染物等の処理[6.3.2]⑨.1.3(2)＜div>※ 密封処理(二重袋梱包)

除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等[6.3.3]⑨.1.3(3)による。＞

確認及び後片付け※ 除去作業が終了後、確認及び後片付けは解体共通仕様書[6.3.4]⑨.1.3(4)による。※ 確認は受注者としての確認を事前に行い、監督職員に報告すること。＞

石綿粉じん濃度測定(表A)測定点 測定時期、場所及び測定箇所数

※1 各施行箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。

※2 除去作業期間中は6日ごとに1回測定すること

測定方法JIS K3850-1「空気中の繊維状粒子測定方法」又は、環境省「アスベストモニタリングマニュアル」に準ずるものとする。

石綿含有成形板等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。

養生[6.5.1]⑨.1.5(1)＜div>※ 作業場は、シート等により囲うこと。

除去工法[6.5.2]⑨.1.5(2)＜div>※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。

※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、隔離し、十分に湿潤化した状態で行うこと。

※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫な二重のプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。

除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等[6.5.3]による。＞

確認及び後片付け※ 除去作業が終了後、確認及び後片付けは解体共通仕様書[6.5.4]による。※ 確認は受注者としての確認を事前に行い、監督職員に報告すること。＞

④

アスベスト含有仕上塗材の除去(外壁塗材)

作業場の隔離等[6.6.1]⑨.1.6(1)＜作業場から外部への石綿の飛散防止のため養生シート等で作業場所の隔離養生(負圧不要)を行う。＞

除去工法[6.6.2]⑨.1.6(2)＜div>※ 解体共通仕様書[6.6.3]による湿式工法

○ ウォータージェット工法(工法B)

○ はく離併用手工具ケレン工法(工法C)

除去工法については、原則(一財)日本建築センター、(一財)建築安全センターの技術審査を取得した工法によるものとし、専門業者の責任施工とする。＞

除去物及び汚染物等の処理[6.6.4]⑨.1.6(4)＜div>※ 密封処理(二重袋梱包)

・セメント固化

除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等[6.5.3]⑨.1.5(3)による。＞

確認及び後片付け※ 除去作業が終了後、確認及び後片付けは解体共通仕様書[6.5.4]⑨.1.5(4)による。※ 確認は受注者としての確認を事前に行い、監督職員に報告すること。＞

石綿粉じん濃度測定(表A)測定点 測定時期、場所及び測定箇所数 による。

作業場の隔離等石綿含有吹付け材の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、解体共通仕様書[6.3.1]による、負圧隔離養生を行う。

除去工法○ ウォータージェット工法(工法A)除去工法については、原則(一財)日本建築センター、(一財)建築安全センターの技術審査を取得した工法によるものとし、専門業者の責任施工とする。＞

除去物及び汚染物等の処理[6.3.2]⑨.1.3(2)＜div>※ 密封処理(二重袋梱包)

・セメント固化

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタ等、汚染物等の処理[6.3.2]⑨.1.3(2)＜div>※ 密封処理(二重袋梱包)

除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等[6.3.3]⑨.1.3(3)による。＞

確認及び後片付け※ 除去作業が終了後、確認及び後片付けは解体共通仕様書[6.3.4]⑨.1.3(4)による。※ 確認は受注者としての確認を事前に行い、監督職員に報告すること。＞

石綿粉じん濃度測定(表A)測定点 測定時期、場所及び測定箇所数 による。

⑦

①

特殊な建設副産物の処理等

種類特定物質

○ フロン(冷媒)

○ フロン(建設用断熱材)

○ ハロン

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

イオン化式感知器

六ふっ化硫黄ガス

P F O S

特定化学物質等

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収及び処分方法は共通仕様書による。＞

備考

⑦

①

特殊な建設副産物の処理等

種類特定物質

○ フロン(冷媒)

○ フロン(建設用断熱材)

○ ハロン

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

イオン化式感知器

六ふっ化硫黄ガス

P F O S

特定化学物質等

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収 ・ 処分

※ 回収及び処分方法は共通仕様書による。＞

備考

株式会社 丸山建築事務所
一般建築士事務所登録第139号

板橋 品一
一般建築士登録 第213806号

構造設計
一般建築士登録
大臣 ()

構造/設備関係規定
への法適合を確認した
大臣 ()

名称
湖北地域消防本部
旧東浅井分署・旧びわ出張所解体工事

図名
解体工事特記仕様書2

N.○
D—02

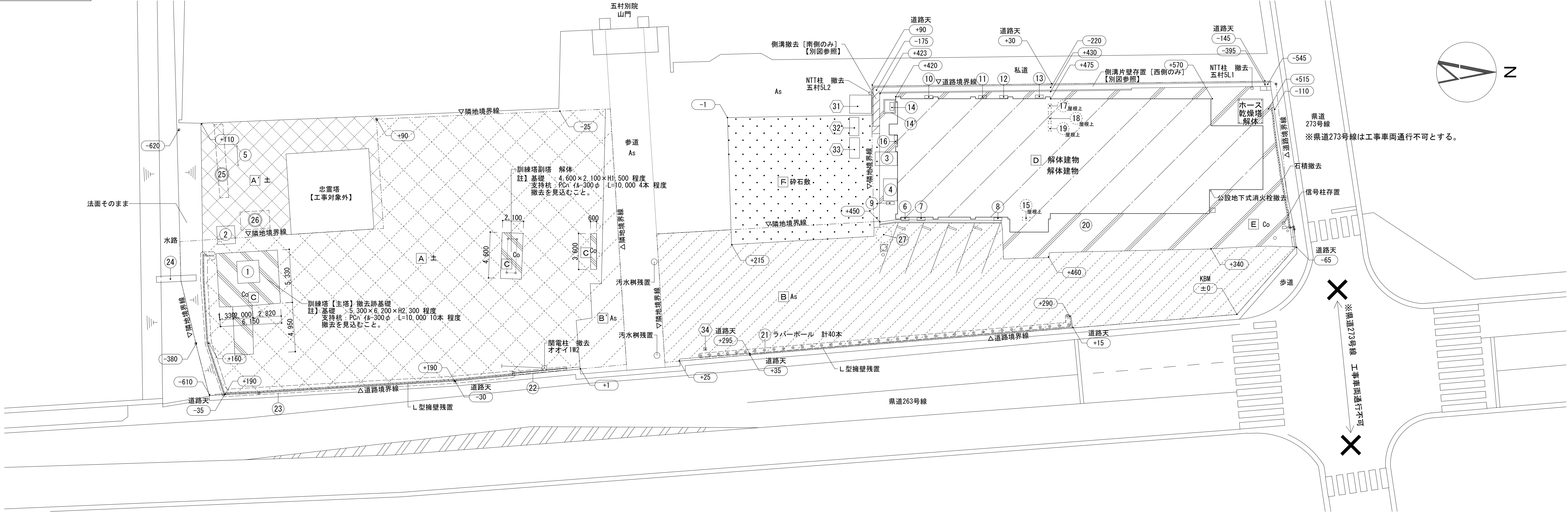
幅尺
A1:—
A3:—



旧東浅井分署 付近見取図



旧びわ出張所 付近見取図



- 【凡例】
- | | | | |
|-------|---------------|-------|---------------|
| (No.) | 工事対象物（地上設置物） | (No.) | 工事対象物（添付写真有り） |
| (No.) | 工事対象物（屋根上設置物） | (No.) | 工事対象物（地中埋設物） |
| (No.) | 工事対象外 | | |

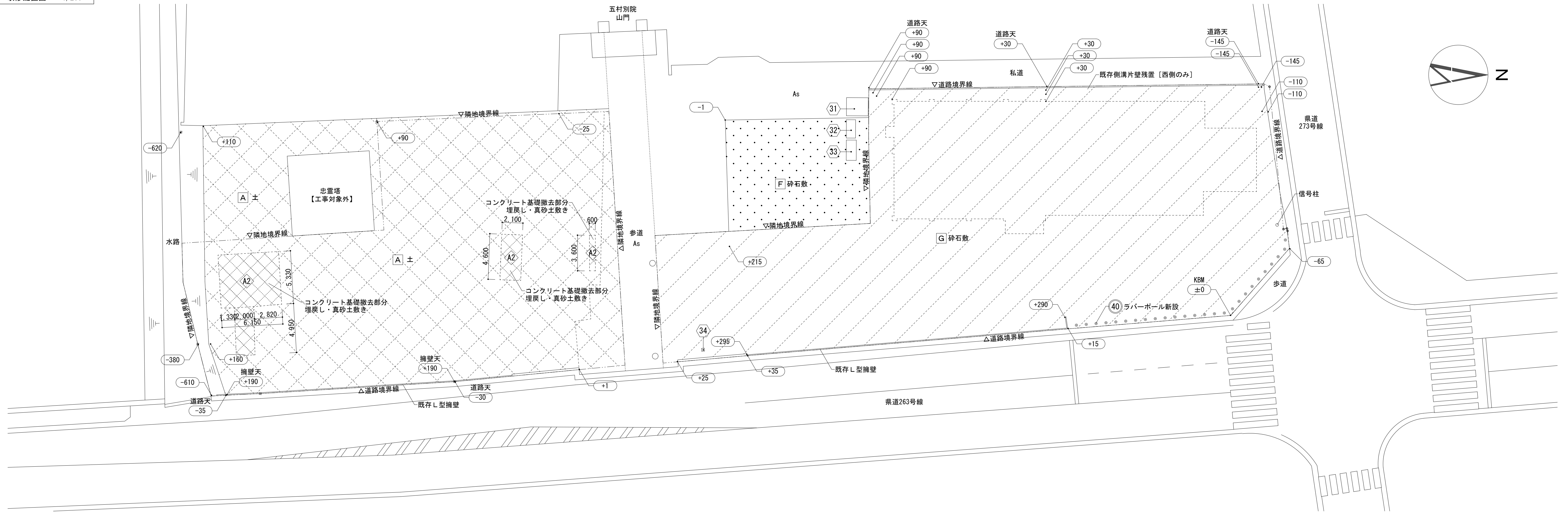
屋外現況物リスト

No.	名称	W×D×H	工事内容	No.	名称	W×D×H	工事内容								
①	イナバ物置 [MBW-48H]	2,210 x 2,210 x 2,320～2,380	撤去 コンクリート土間共	②②	レンガ	230 x 114 x 65 x 23個	撤去								
②	イナバ物置 [MBW-32]	1,790 x 1,790 x 2,020～2,080	撤去	②③	コンクリートブロック	CB100 x 38個	撤去								
③	イナバ物置 [MBW-30]	2,210 x 1,370 x 2,020～2,080	撤去	②④	コンクリート橋	600 x 4,000 x t200	撤去								
④	イナバ物置 [MBW-30]	2,210 x 1,370 x 2,020～2,080	撤去	②⑤	ガラ（コンクリート等）		撤去								
⑤	鉄棒	2,000 x 2,200 柱:75角	撤去	②⑥	アスファルトルーフィング※①		撤去								
⑥	室外機 [三菱] アングル架台共	800 x 300 x 500	撤去	②⑦	浄化槽	昭和46年藤吉式 浄化槽 65人槽	撤去								
⑦	室外機 [三菱] アングル架台共	800 x 300 x 500	撤去	※① ②⑥アスファルトルーフィングについて アスベスト含有の恐れのあるものとし、事前に検体を採取し、アスベスト濃度分析試験を行い、 分析結果に応じて適正処分を行うこと。											
⑧	室外機 [三菱] プラスチック架台共	800 x 300 x 500	撤去												
⑨	室外機 [National] アングル架台共	860 x 300 x 670	撤去	<table><tr><td>②⑤</td><td>ガラ（コンクリート等）</td><td>②⑥</td><td>アスファルトルーフィング</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr></table>				②⑤	ガラ（コンクリート等）	②⑥	アスファルトルーフィング				
②⑤	ガラ（コンクリート等）	②⑥	アスファルトルーフィング												
⑩	室外機 [National] アングル架台共	850 x 300 x 800	撤去												
⑪	室外機 [Panasonic] プラスチック架台共	850 x 270 x 500	撤去												
⑫	室外機 [National] アングル架台共	850 x 300 x 800	撤去												
⑬	室外機 [Panasonic] プラスチック架台共	850 x 270 x 500	撤去												
⑭	オイルタンク（187L）オイル抜き取り、清掃共	800 x 400 x 600	撤去												
⑭'	防油堤	1,200 x 1,400 x 450 t100	撤去												
⑮	室外機	800 x 300 x 500（玄関ポーチ屋根上）	撤去	③①	ゴミ置場（自治会用）	1,830 x 2,200 x 1,950	移設※②								
⑮	室外機	1,050 x 300 x 1,200	撤去	③②	ゴミ置場（自治会用）	1,850 x 930 x 1,950	移設※②								
⑮	室外機	1,050 x 300 x 1,200（車庫屋根上）	撤去	③③	ゴミ置場（自治会用）	2,050 x 1,010 x 1,950	移設※②								
⑮	室外機	1,050 x 300 x 1,200（車庫屋根上）	撤去	③④	看板	300 x 300 x 1,950	存置								
⑮	室外機	1,050 x 300 x 1,200（車庫屋根上）	撤去	※② ③①～③③のゴミ置場（自治会用）について 移設場所については、工事監理者及び関係者と協議の上、決定すること。											
⑮	室外機	1,050 x 300 x 900（車庫屋根上）	撤去												
⑯	キャスターゲート（H1400）		撤去	・敷地内の各種樹木については、撤去とする。 参道部分の汚水樹については、残置とする。											
⑰	ラバーボール	計40本	撤去												

凡例

No.	名称	工事内容
A	土	現況土部分撤去なし 範囲内の撤去物撤去
A'	土	現況土部分撤去なし 範囲内の撤去物撤去
B	アスファルト舗装	現況アスファルト舗装撤去
B'	アスファルト舗装	現況アスファルト舗装撤去
C	土間コンクリート	現況土間コンクリート撤去
D	現況建物解体部分	既存建物解体
E	土間コンクリート	現況土間コンクリート撤去
F	砕石敷	撤去なし
±0	現況仕上げ地盤高さ	—

※関電柱および、NTT柱の撤去については、関西電力、NTTIに撤去依頼すること

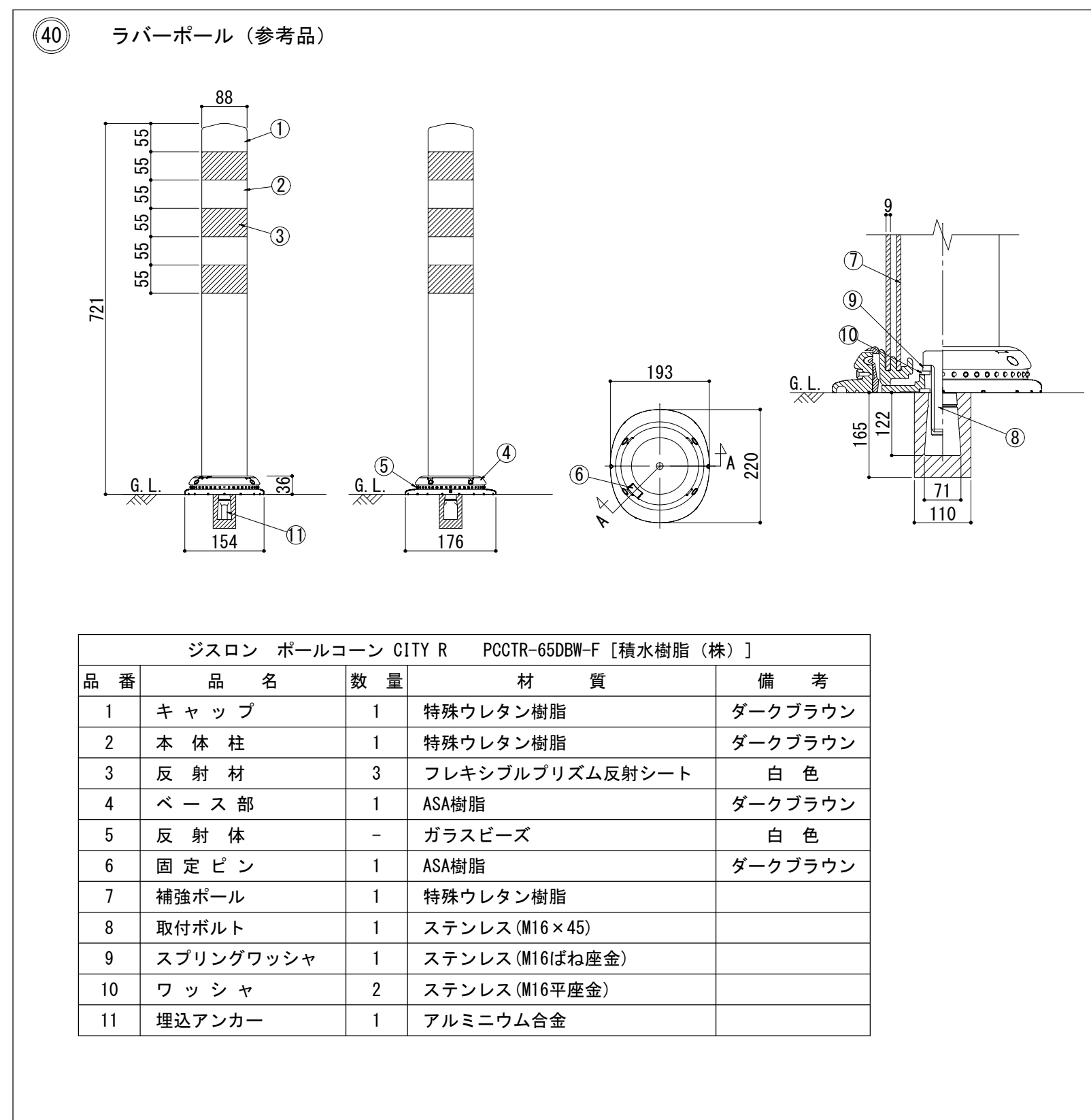


屋外物リスト

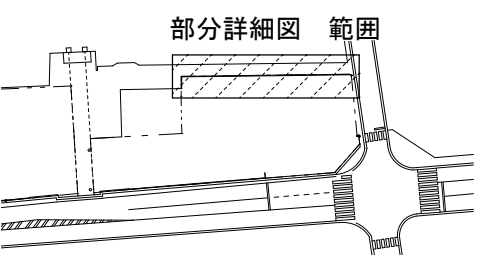
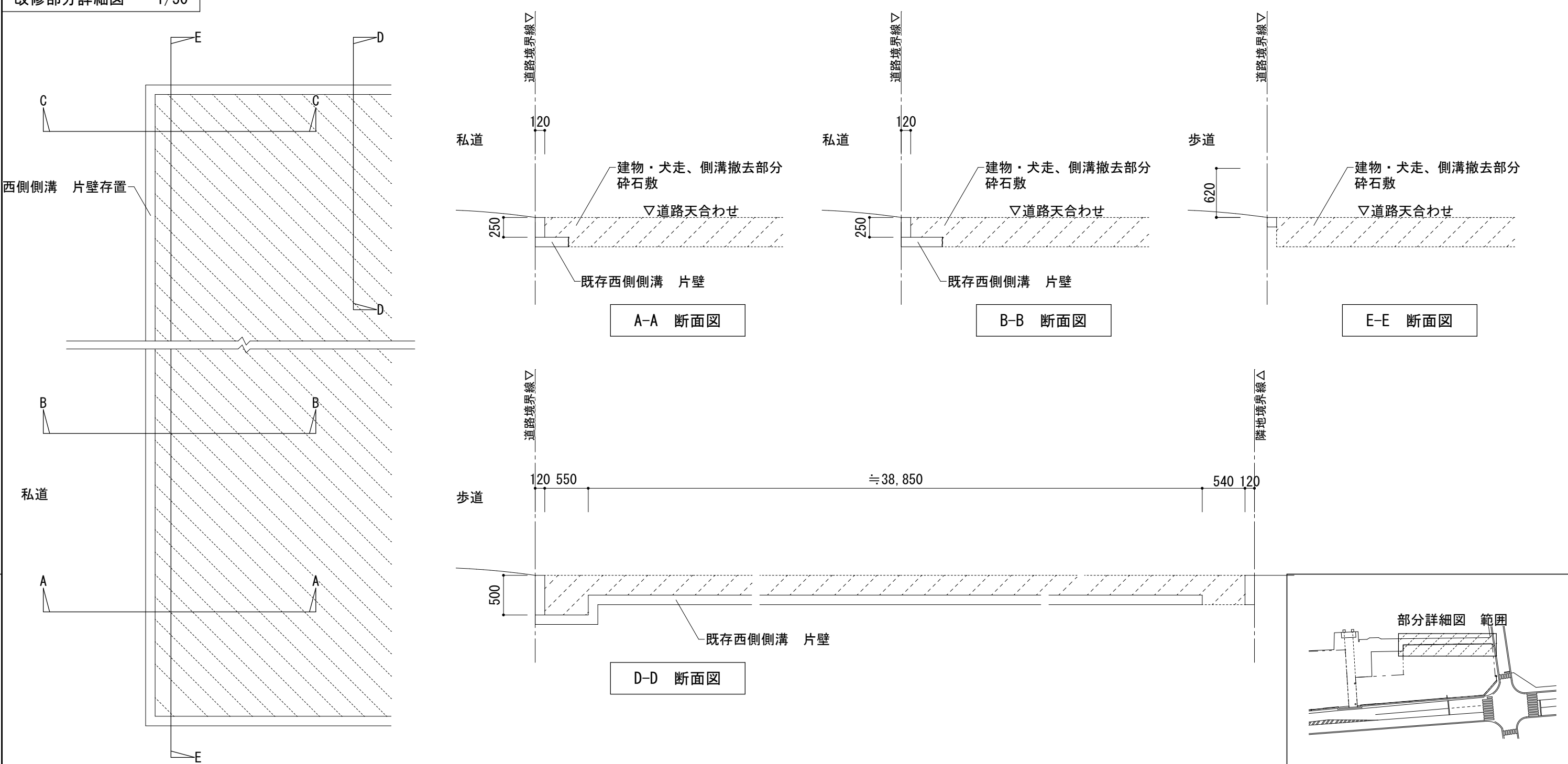
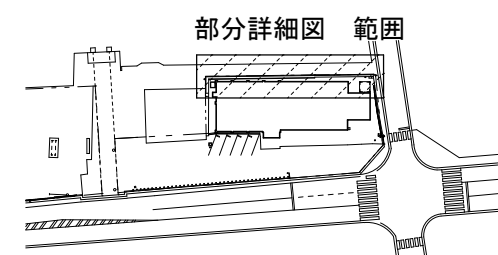
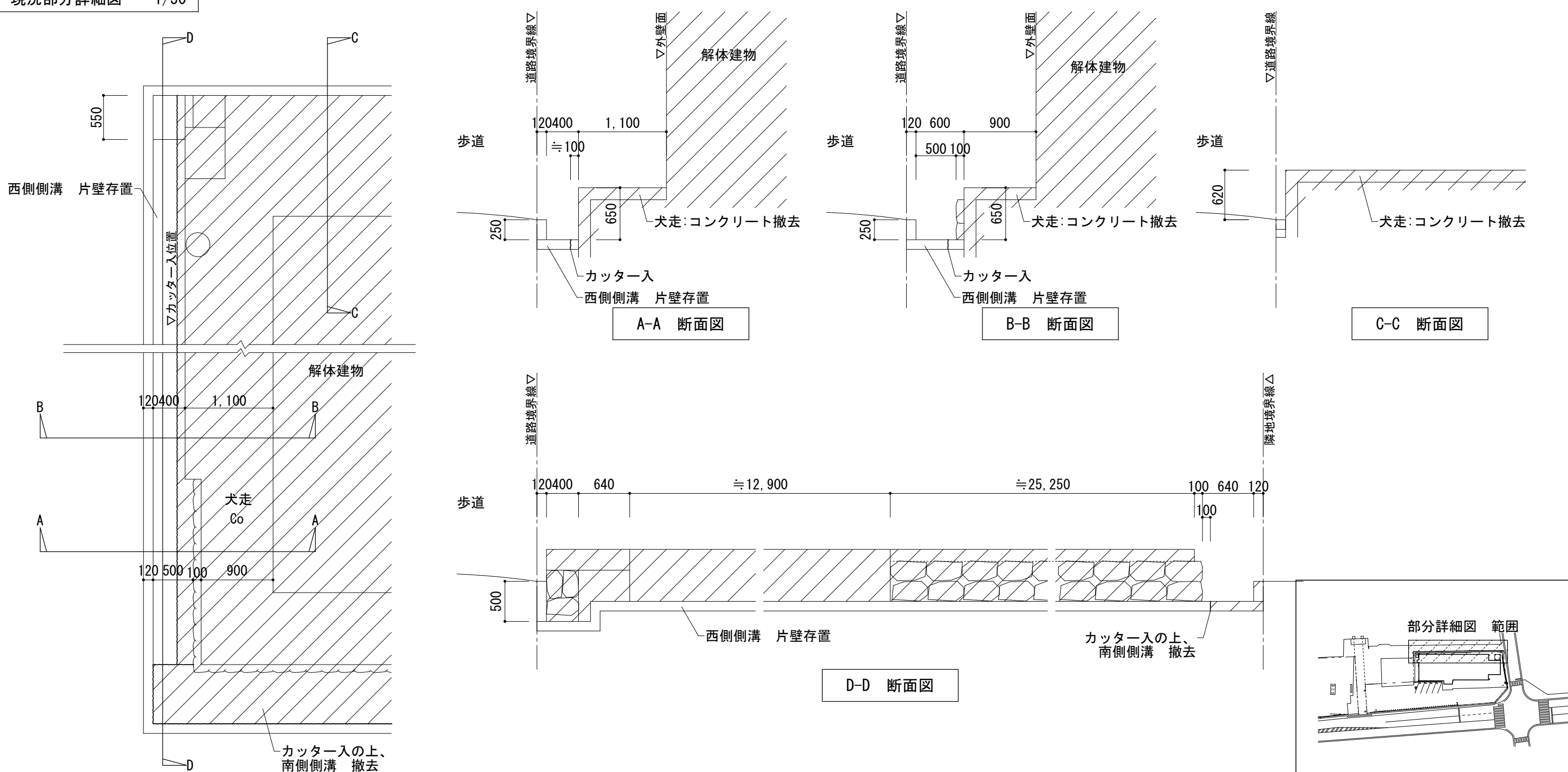
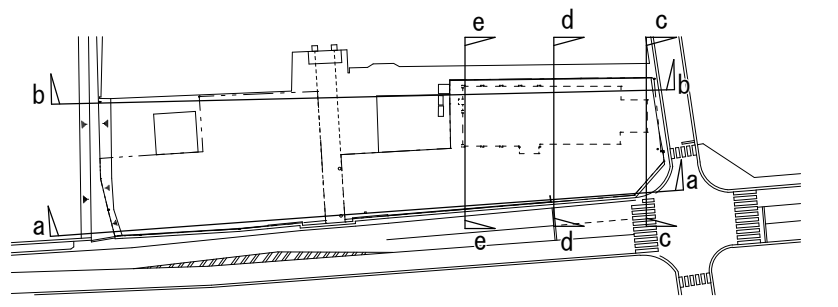
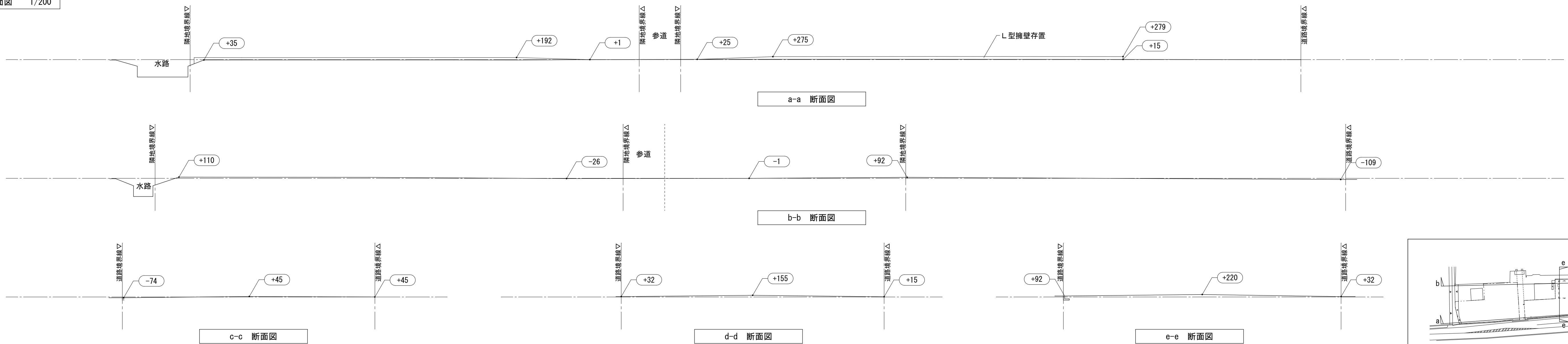
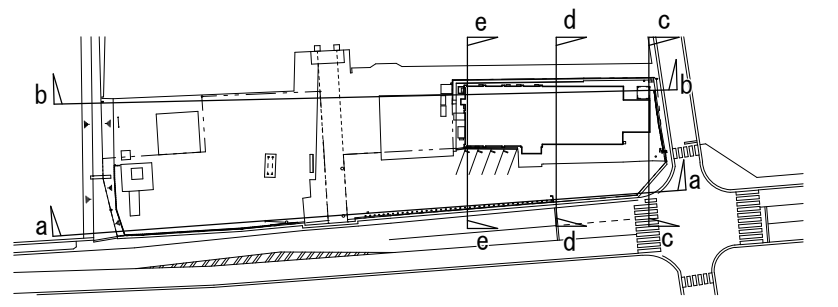
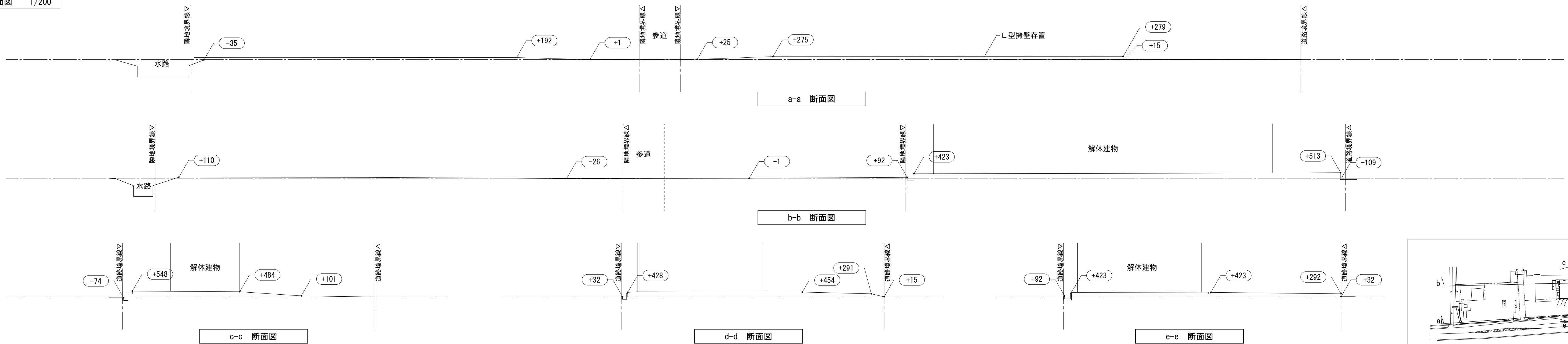
[illegible]

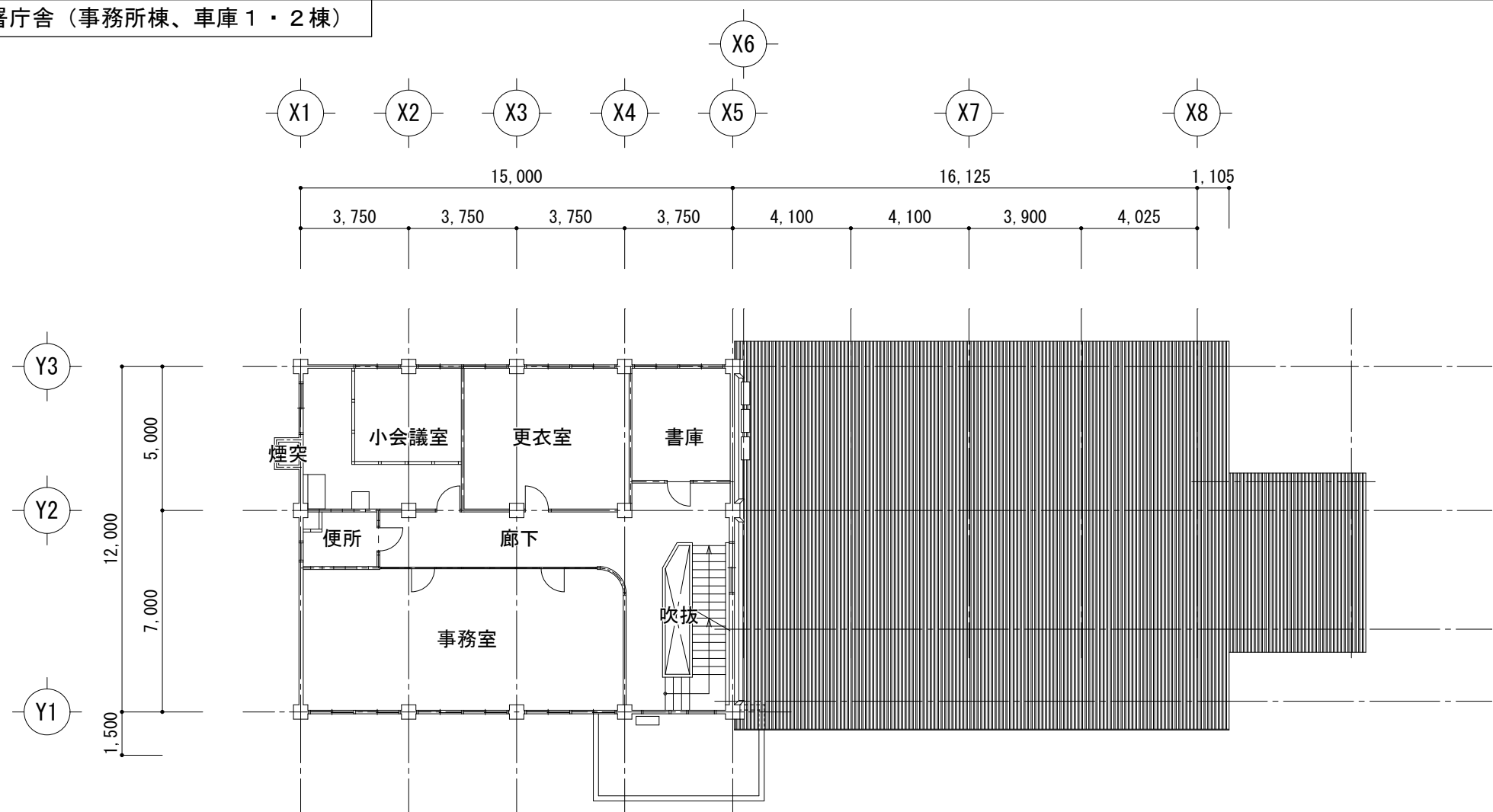
凡例

No.	名称	工事内容
A	土	不陸調整
A2	埋戻し・真砂土敷き	コンクリート基礎撤去跡 良土埋戻し、真砂土 t=50、転圧
F	砕石敷	既存砕石敷部分、不陸調整 砕石 (C-30) t=50 敷にて整地、転圧
G	砕石敷	現況アスファルト舗装（現況配置図 B 部分）、 建物解体部分（現況配置図 D 部分）及び 建物解体部分（現況配置図 E 部分）撤去・解体後 埋戻しの上、砕石 (C-30) t=50 敷き、転圧
±0	改修仕上げ地盤高さ	—

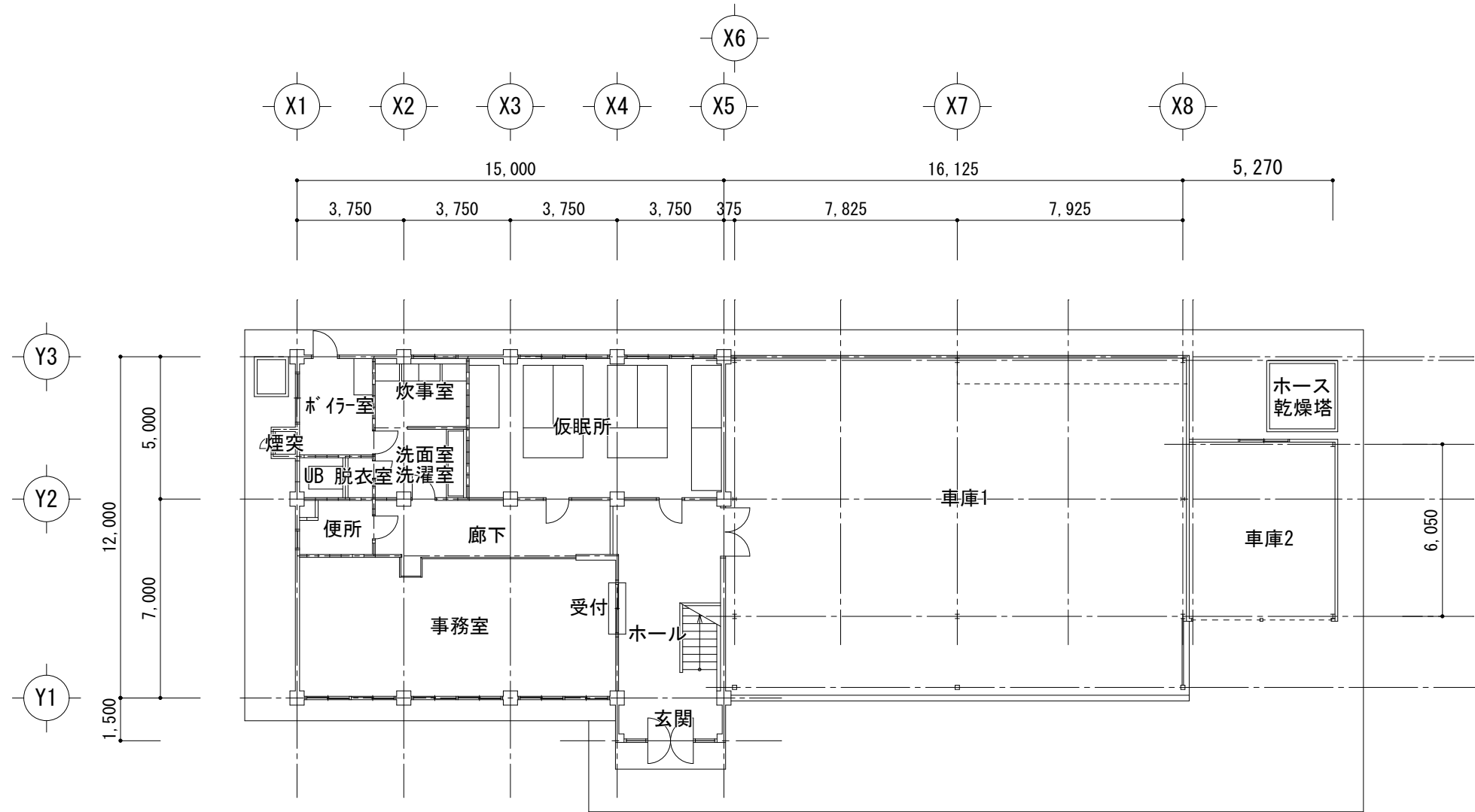


ジスロン ポールコーン CITY R PCCTR-65DBW-F [積水樹脂 (株)]				
品 番	品 名	数 量	材 質	備 考
1	キャップ	1	特殊ウレタン樹脂	ダークブラウン
2	本 体 柱	1	特殊ウレタン樹脂	ダークブラウン
3	反 射 材	3	フレキシブルプリズム反射シート	白 色
4	ベース部	1	ASA樹脂	ダークブラウン
5	反 射 体	-	ガラスビーズ	白 色
6	固 定 ビ ン	1	ASA樹脂	ダークブラウン
7	補強ボール	1	特殊ウレタン樹脂	
8	取付ボルト	1	ステンレス (M16×45)	
9	スプリングワッシャ	1	ステンレス (M16ばね座金)	
10	ワッシャ	2	ステンレス (M16平座金)	
11	埋込アンカー	1	アルミニウム合金	



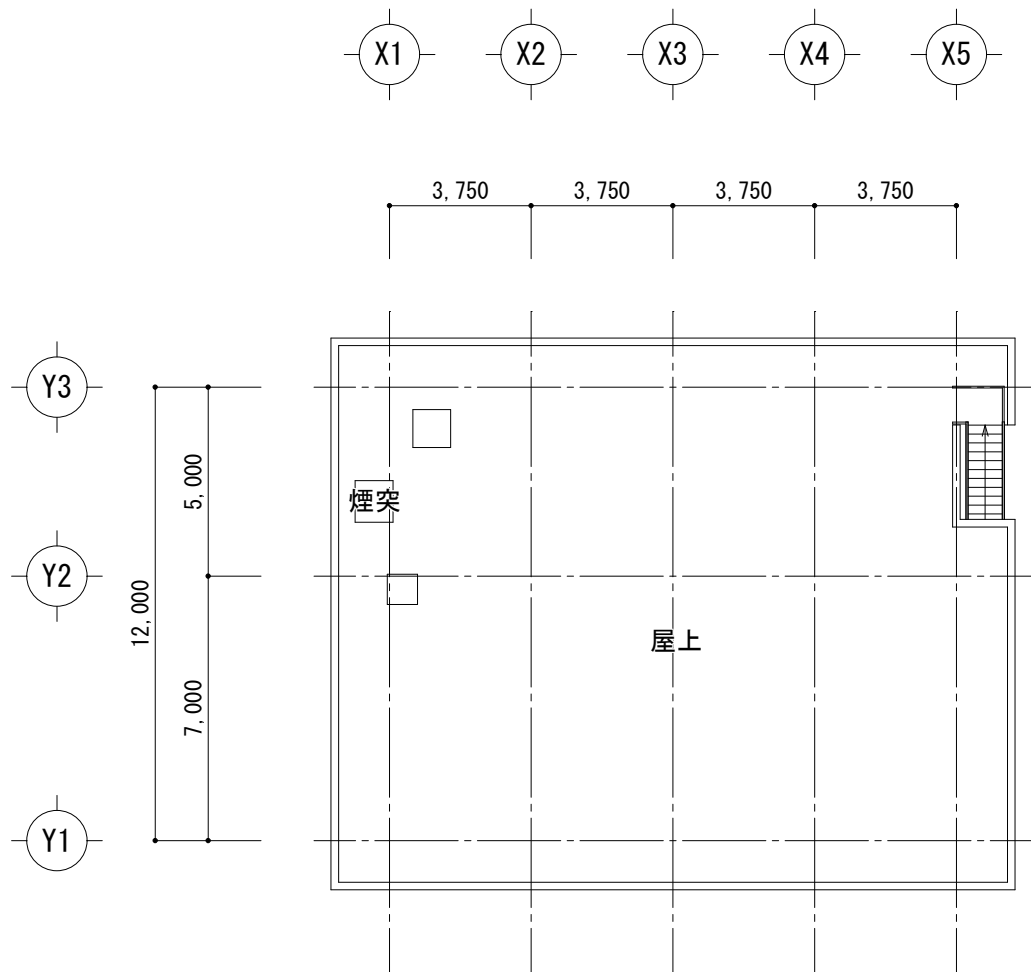


2階平面図 1/200

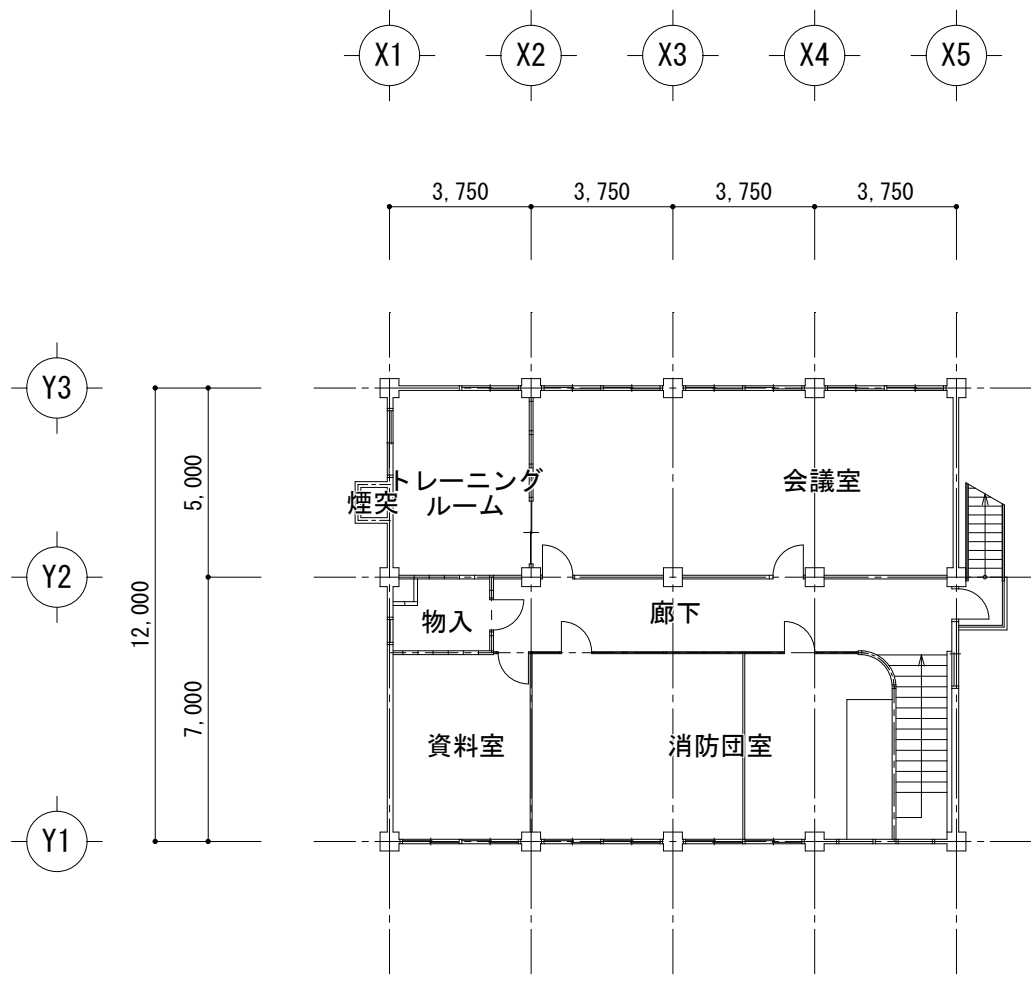


1階平面図 1/200

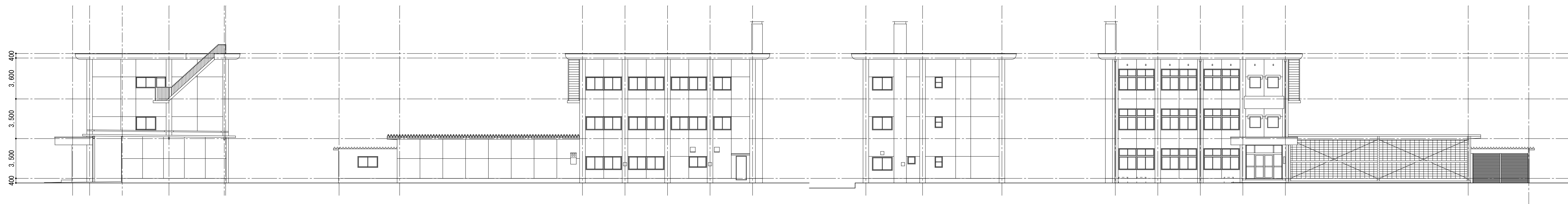
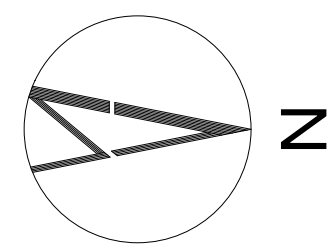
註】煙突部分の解体においては、解体前に煙突内排気管材料に7ｽﾍﾞｽﾄ含有が疑わしい建材が使用されていないか調査し、疑わしい場合は事前に検体を採取し、7ｽﾍﾞｽﾄ濃度分析試験を行い、7ｽﾍﾞｽﾄ含有建材で有れば適正処分を行うこと。



屋根伏図 1/200



3階平面図 1/200

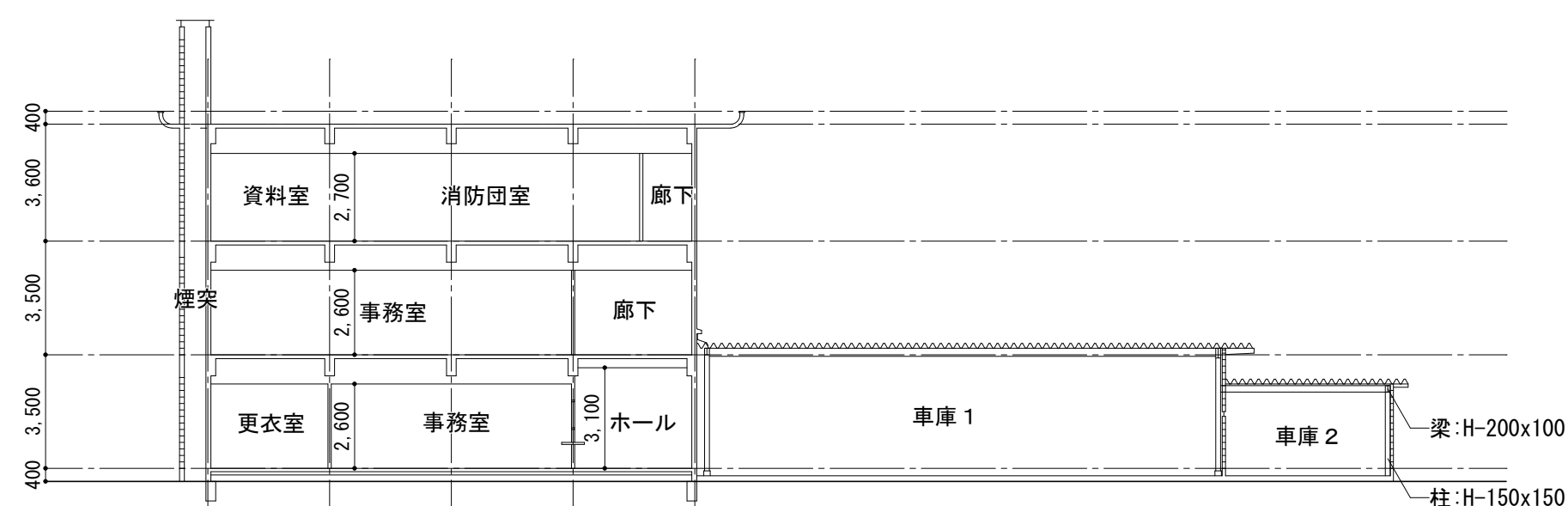


北立面図 1/200

西立面図 1/200

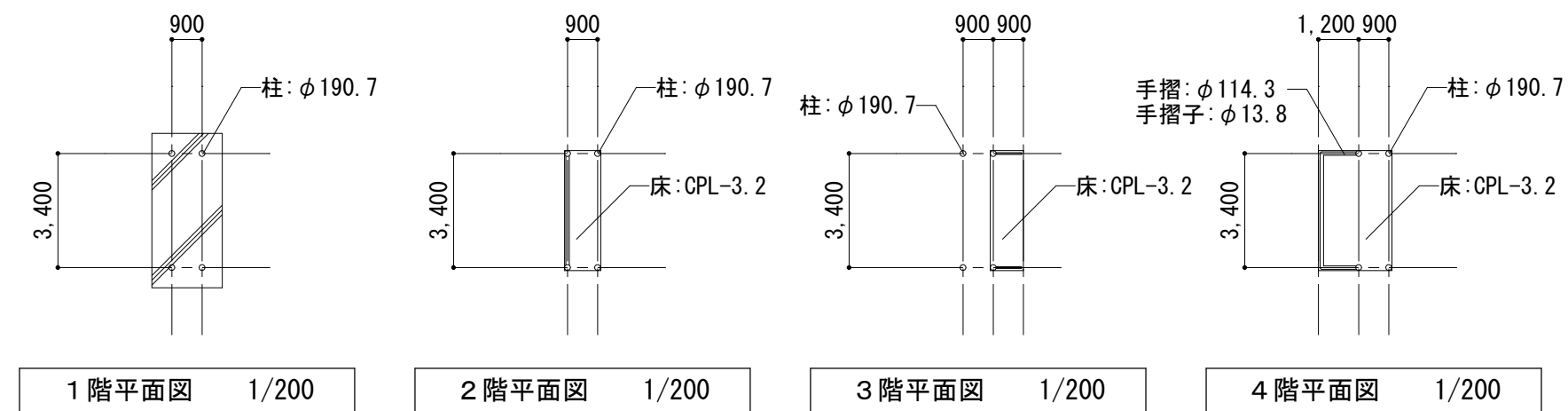
南立面図 1/200

東立面図 1/200



断面図 1/200

註】車庫 2 について
既存図面が現存しないため、
基礎等については、車庫 1 と同等のものとし
撤去を見込むこと。

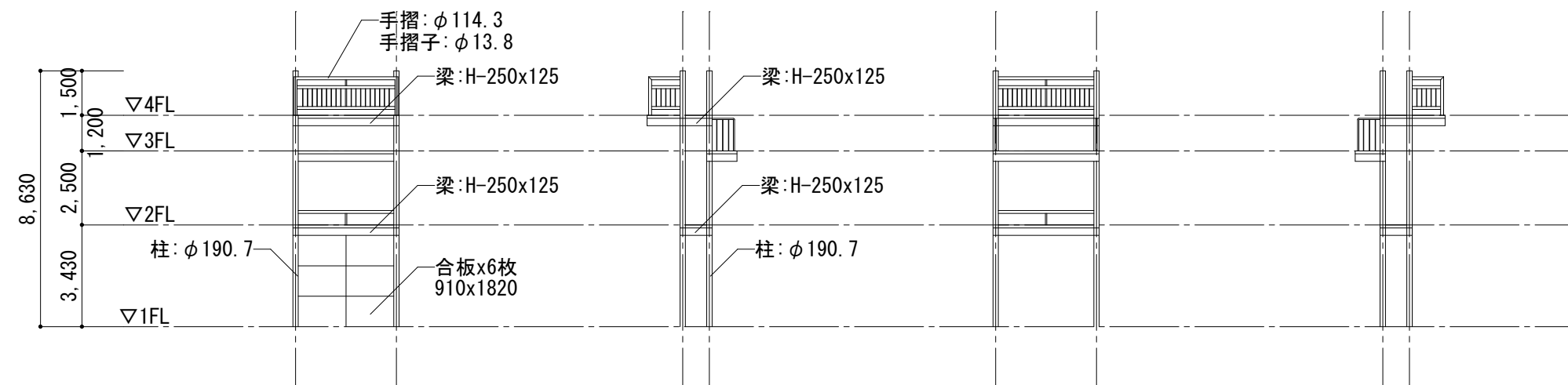


1階平面図 1/200

2階平面図 1/200

3階平面図 1/200

4階平面図 1/200



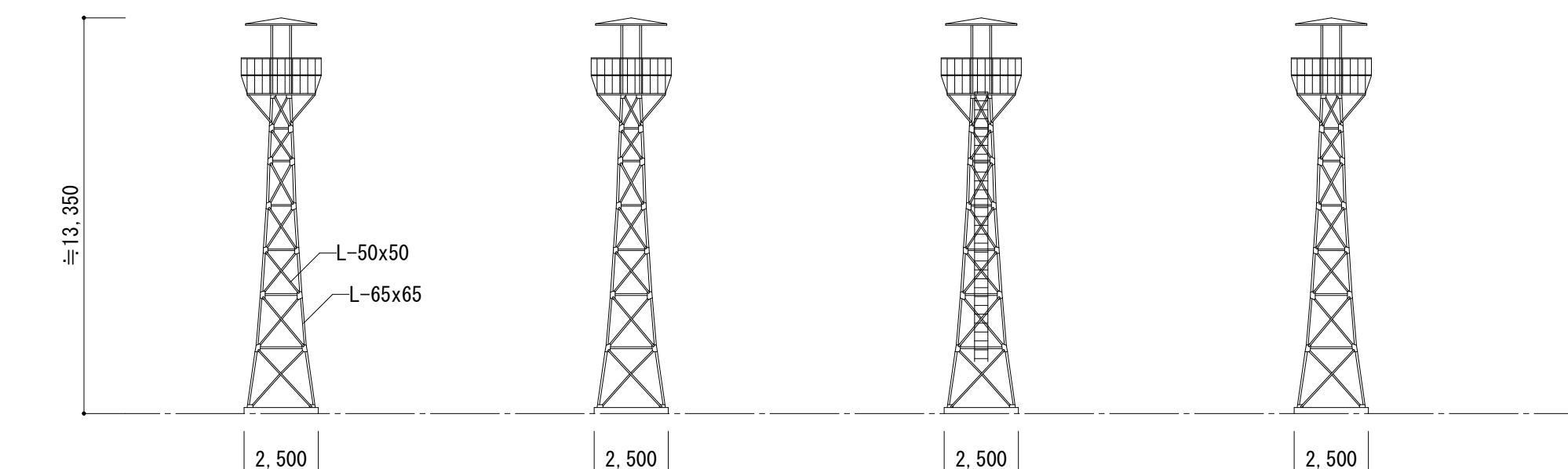
北立面図 1/200

西立面図 1/200

南立面図 1/200

東立面図 1/200

註】基礎 : 4,600×2,100×H1,500 程度
支持杭 : PCφ 1φ-300φ L=10,000 4本 程度
撤去を見込むこと。



北立面図 1/200

西立面図 1/200

南立面図 1/200

東立面図 1/200

註】基礎 : 2,500×2,500×H2,000 程度
撤去を見込むこと。

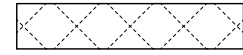
株式会社 丸山建築事務所 一級建築士事務所登録第139号	板橋 品一 一級建築士登録 第213806号			構造設計 一級建築士登録 大臣 ()	構造設計 一級建築士登録 交付番号 ()	名称 湖北地域消防本部 旧東浅井分署・旧びわ出張所解体工事	N.° D-O 6
			構造/設備関係規定 への適合を確認した	一級建築士登録 大臣 ()	構造設計/設備設計 一級建築士登録 交付番号 ()	図名 旧東浅井分署 解体建物 平面図、立面図、断面図	縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400

外部仕上表						
	部 位	仕 上	備 考	部 位	仕 上	備 考
	【事務所棟】	鉄筋コンクリート造		【車庫】	鉄骨造	
	屋 根	均しモタル t=15の上、7スフルト防水、保護モタル t=60 金コリ押え、ウレタン塗膜防水		屋 根	ガル鉄板 t=1.2 折板葺き	軒樋：垂鉛銅板 t=0.6 200×150
	庇	モタルコリ押えの上、複層塗材 E (アクリル系)		軒 天	折板表し	
	軒 天	モタルコリ押えの上、外装薄塗材 E (リシン) 吹付		外 壁	CB t=150積 モタル刷毛引き、外装薄塗材 E	縦樋：塩ビ100φ (VP)
	外壁・柱型	CB t=150積 モタル刷毛引き、外装薄塗材 E (スチ)	縦樋：塩ビ100φ (VP)	腰壁 (巾木)	モタル刷毛引き	
	腰壁 (巾木)	モタル刷毛引き				
	犬走り	コンクリートコリ押え (車庫1、車庫2共)		【車庫 2】		
	玄関ポーチ	床：磁器質100角タイル貼 腰壁 (巾木)：フライングボード 屋根：木毛セメント板 t=25下地、7スフルトルーフイングの上、ガル鉄板 t=0.4 塗装 庇：木毛セメント板 t=25下地、7スフルトルーフイングの上、鉄板 t=0.4 軒天：7スチングスパンドレル張り	塩ビラインマット	屋 根	ガル鉄板 t=1.2 折板葺き	軒樋：垂鉛銅板 t=0.6 200×150
				軒 天	折板表し	
外 壁				CB t=150積 モタル刷毛引き、外装薄塗材 E	縦樋：塩ビ100φ (VP)	
腰壁 (巾木)				モタル刷毛引き		

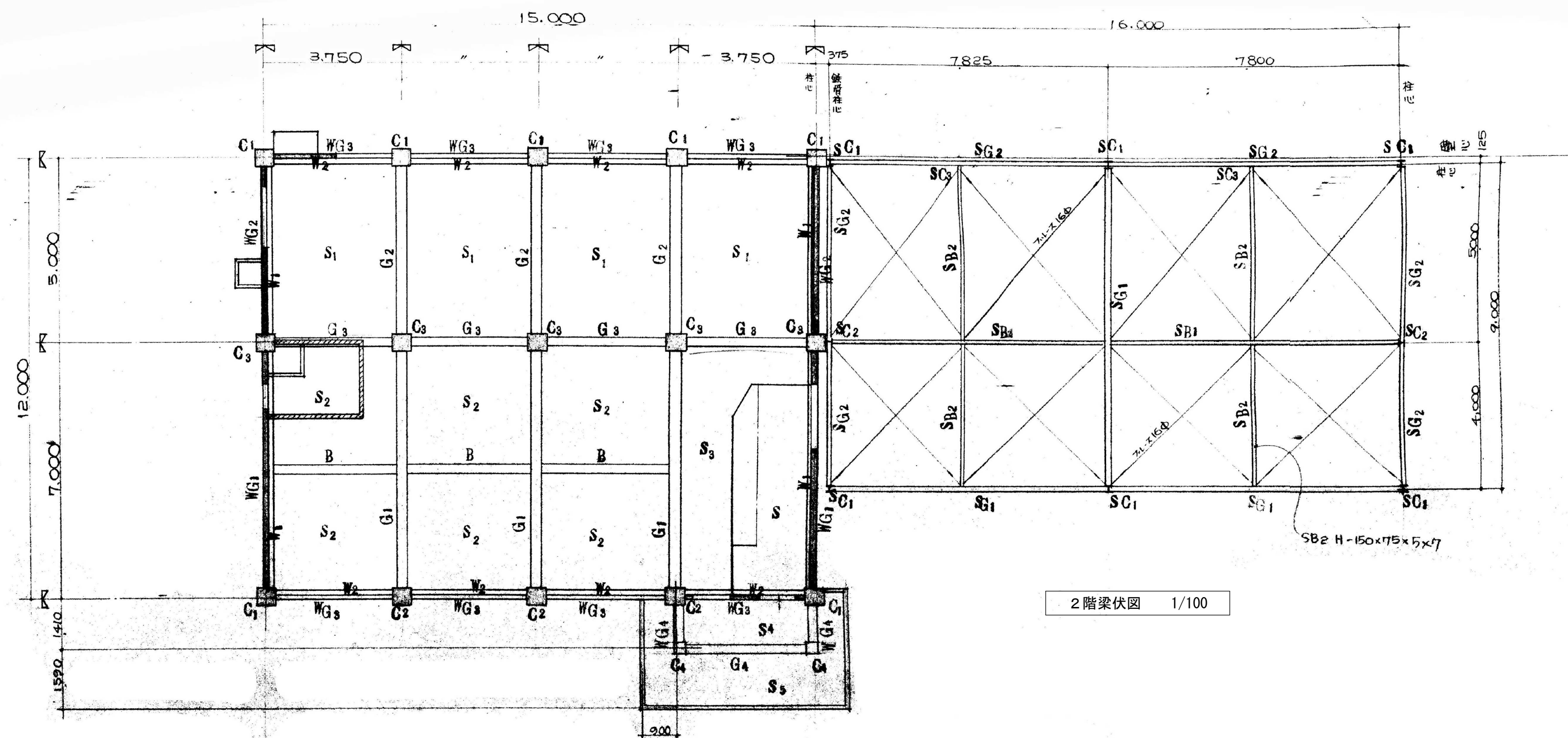
事務所棟 内部仕上表														
階	室名	床			巾木	壁		天井		廻縁	CH	備 考	室名	
		仕上	下地	床高 FL±	仕上	仕上	下地	仕上	下地					
1階	玄関	人研ぎ	M0	±0	ソト巾木 H60	ゾーコート		PB t=9目透張りEP塗装	木下地	76ミ製	2.700	—	玄関	
	ホール	人研ぎ	M0	±0	ソト巾木 H60	ゾーコート		PB t=9目透張りEP塗装	木下地	76ミ製	6.200	掲示板 (W1800xH900)、777		

車庫 1 内部仕上表													
階	室名	床			巾木	壁		天井		廻縁	CH	備 考	室名
		仕上	下地	床高 FL±	仕上	仕上	下地	仕上	下地				
	車庫 1	土間コンクリート金33押え	—	—	モタル33押え	モタル33押え VP塗装		折板表し 裏面材バークスキン吹付	—	—	—	手洗台、伸縮門扉 (H1400)	車庫 1

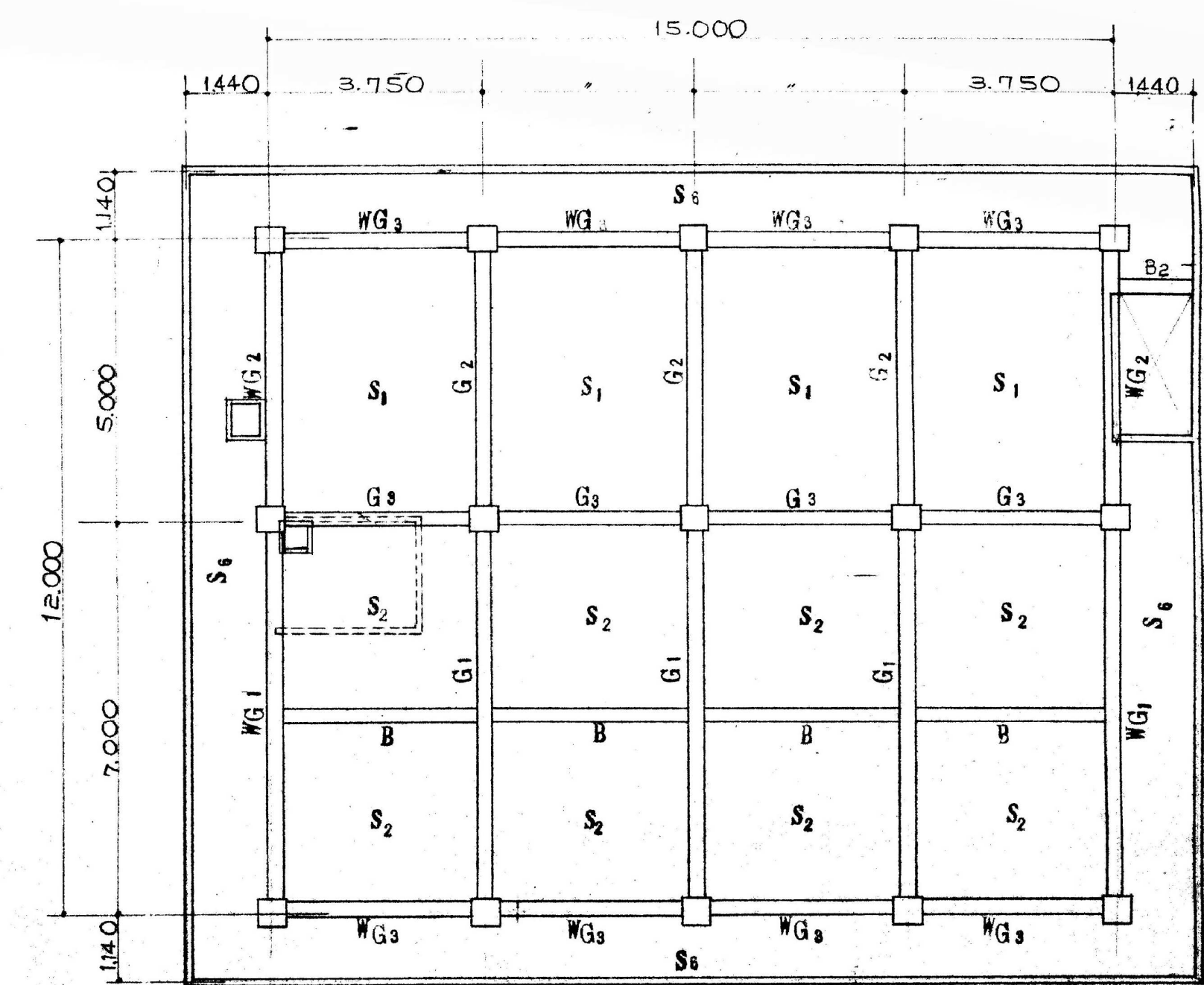
車庫 2 内部仕上表													
階	室名	床			巾木	壁		天井		廻縁	CH	備 考	室名
		仕上	下地	床高 FL±	仕上	仕上	下地	仕上	下地				
	車庫 2	土間コンクリート金3押え	—	—	モタル3押え	CB表し		折板表し 裏面へ7貼	—	—	—	—	車庫 2

【凡 例】		 — 7ｽﾍﾞｽﾄ含有建材を示す											
-------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

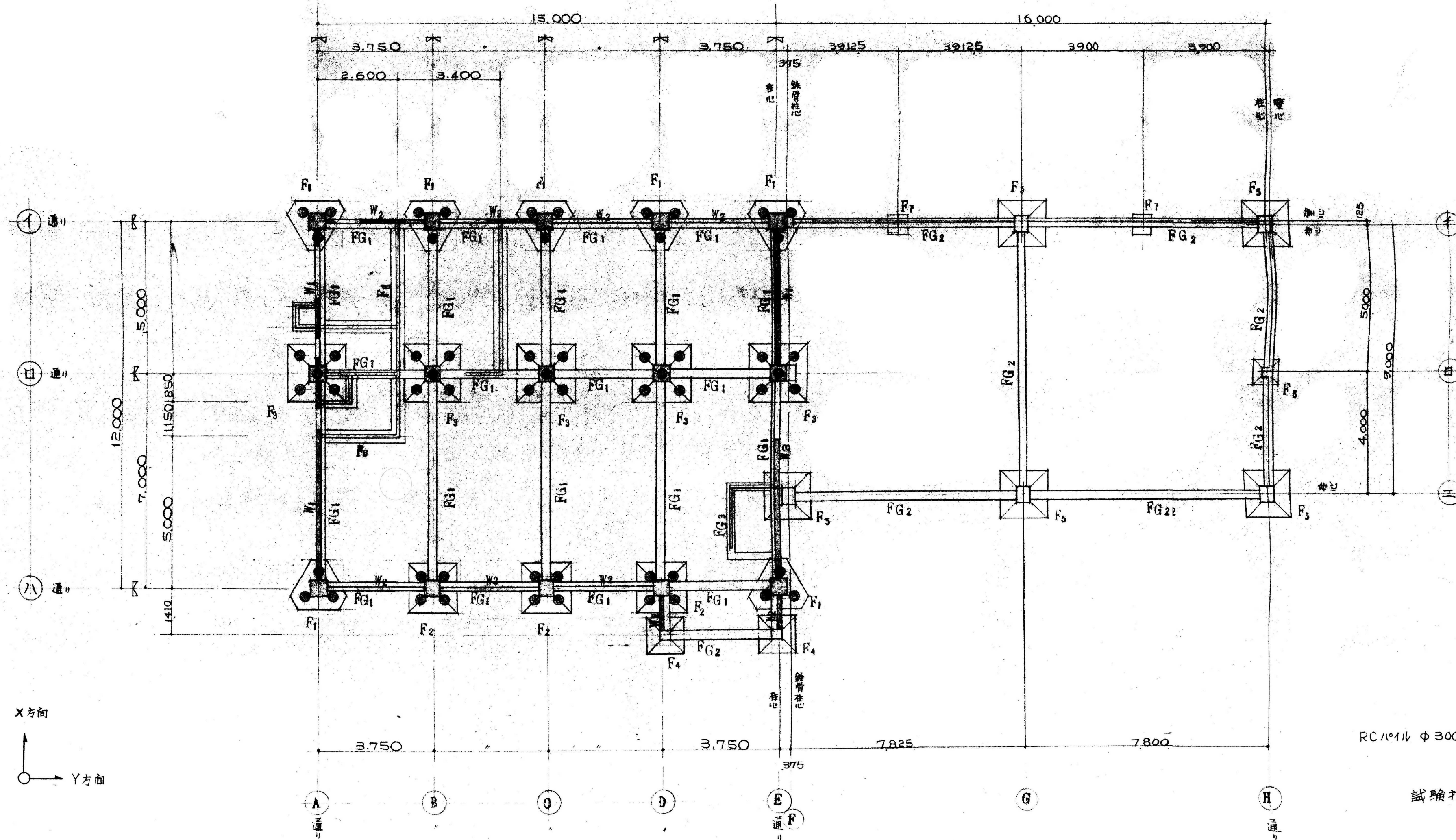
株式会社 丸山建築事務所 一級建築士事務所登録第139号				板橋 品一 一級建築士登録 第213806号				構造設計 一級建築士登録 大臣()	構造設計 一級建築士登録 交付番号()	名称 湖北地域消防本部 旧東浅井分署・旧びわ出張所解体工事	No. D-07
								構造/設備関係規定 への法適合を確認した	一級建築士登録 大臣()	図名 旧東浅井分署 解体建物 仕上表	図尺 A1:— A3:—



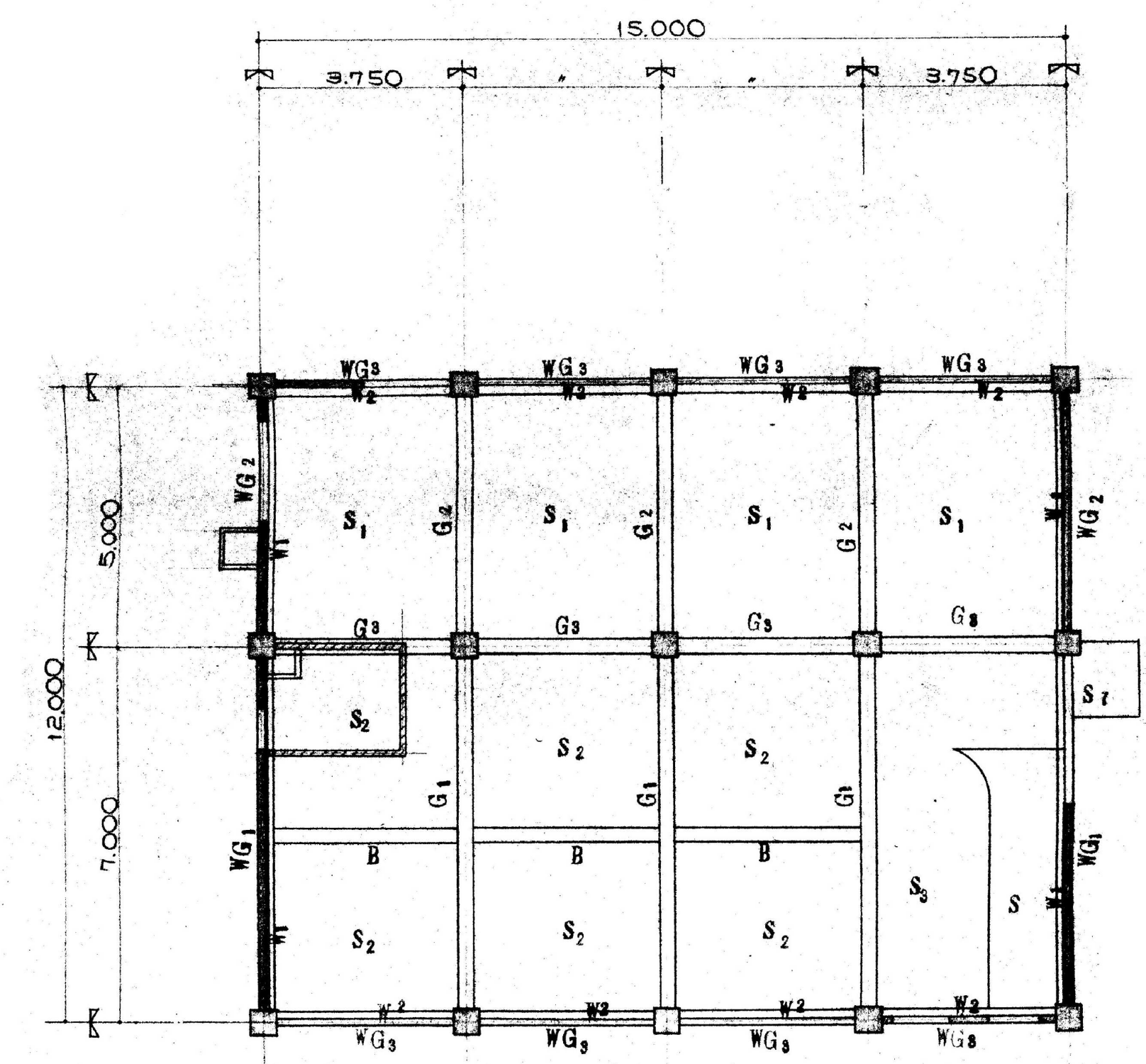
2階梁伏図 1/100



屋階梁伏図 1/100

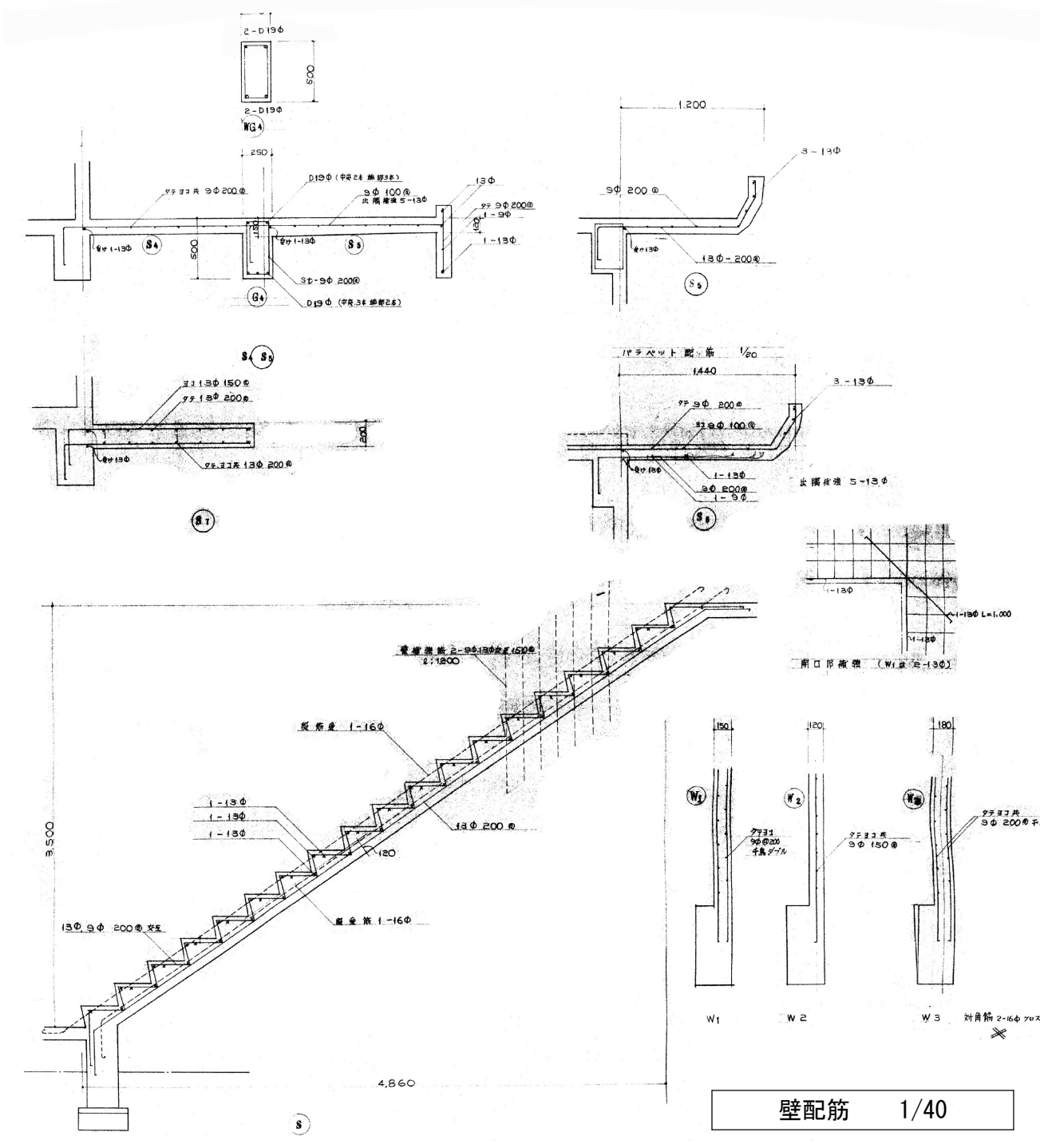


基礎伏図 1/100

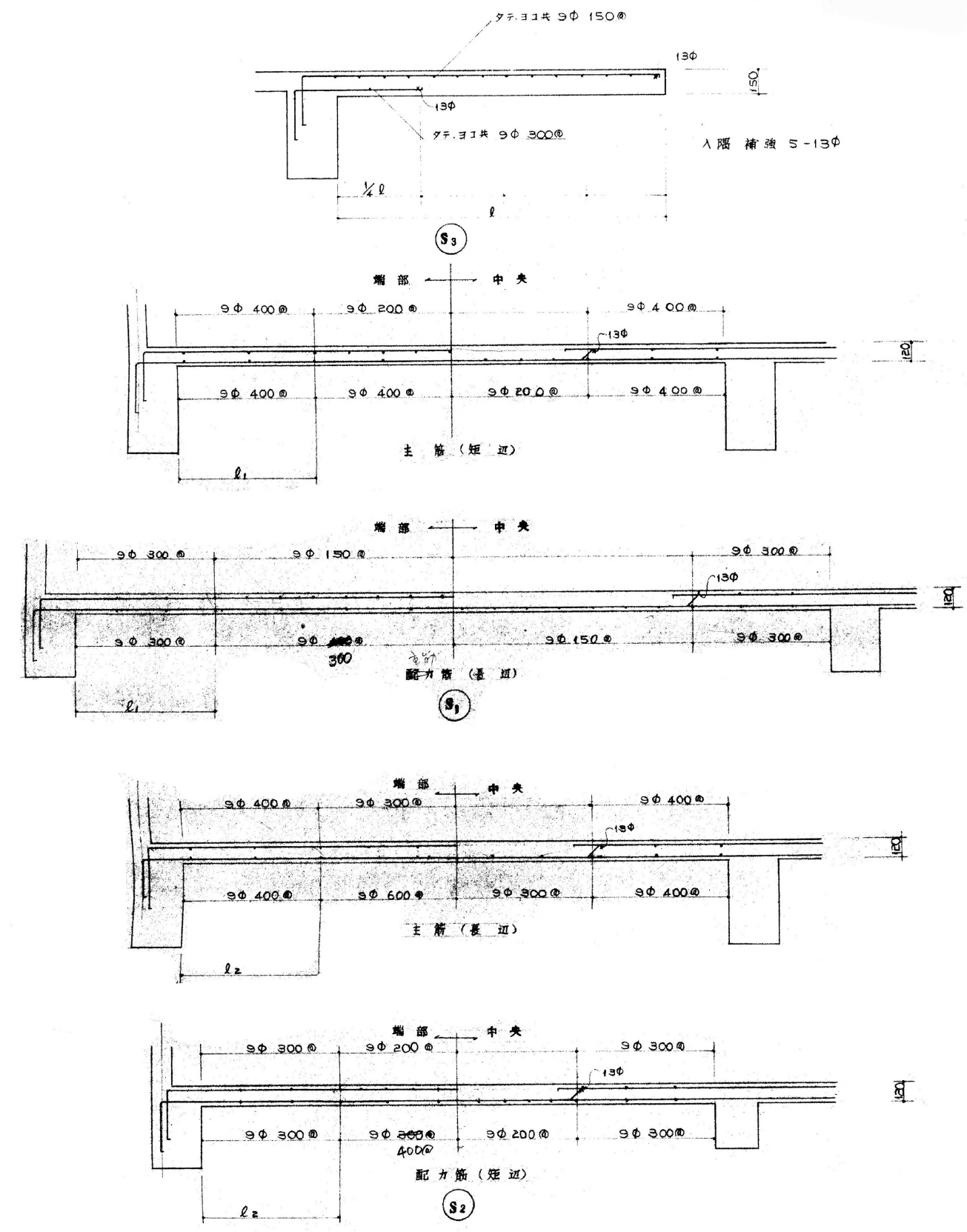


3階梁伏図 1/100

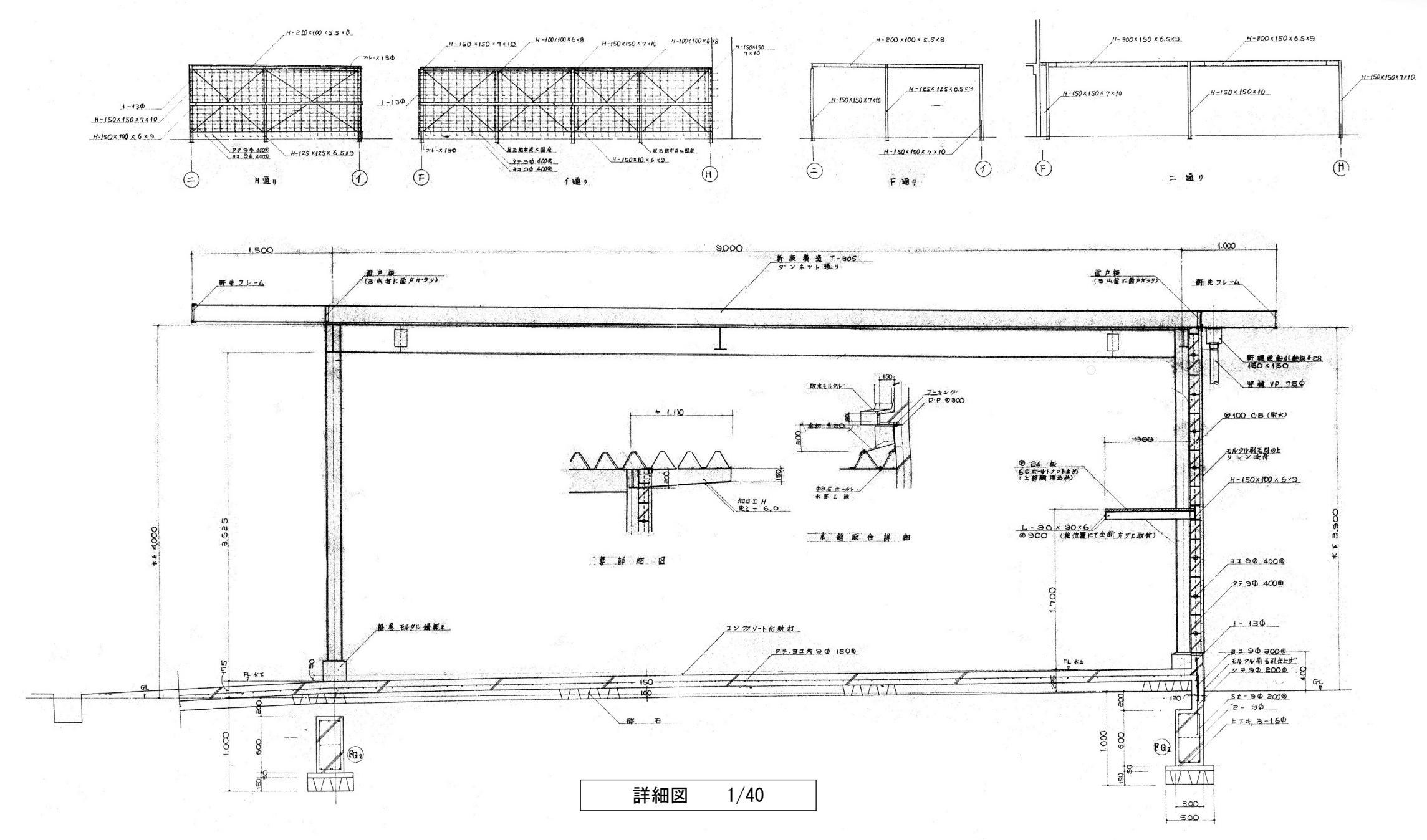
RC H=150x175x5x17 L=10.000^m 55本
 鉄筋打 20t/本
 試験打 RC H=150x175x5x17 L=10.000^m 3ヶ所
 合計 58本打



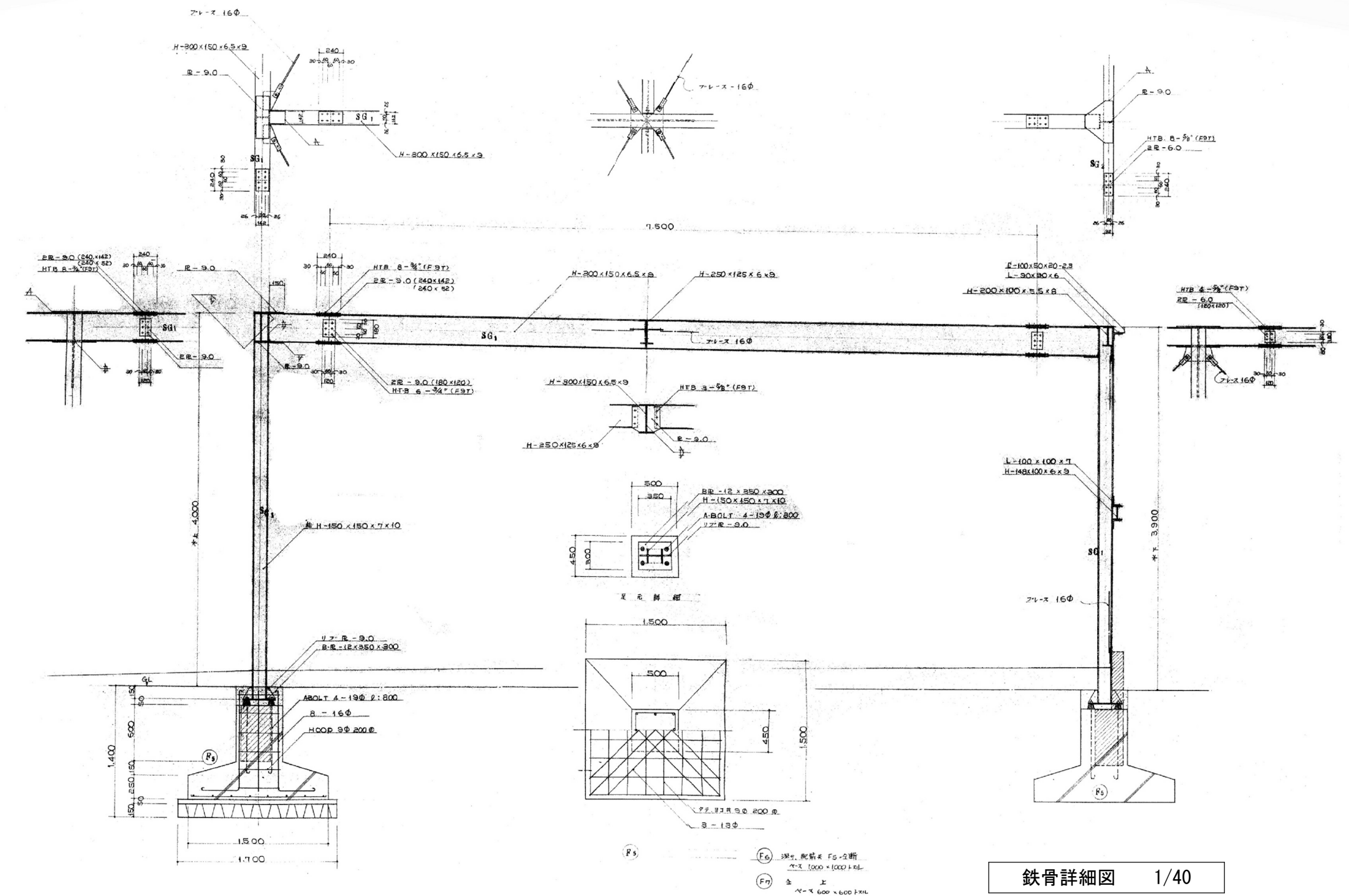
壁配筋 1/40



スラブ配筋 1/40

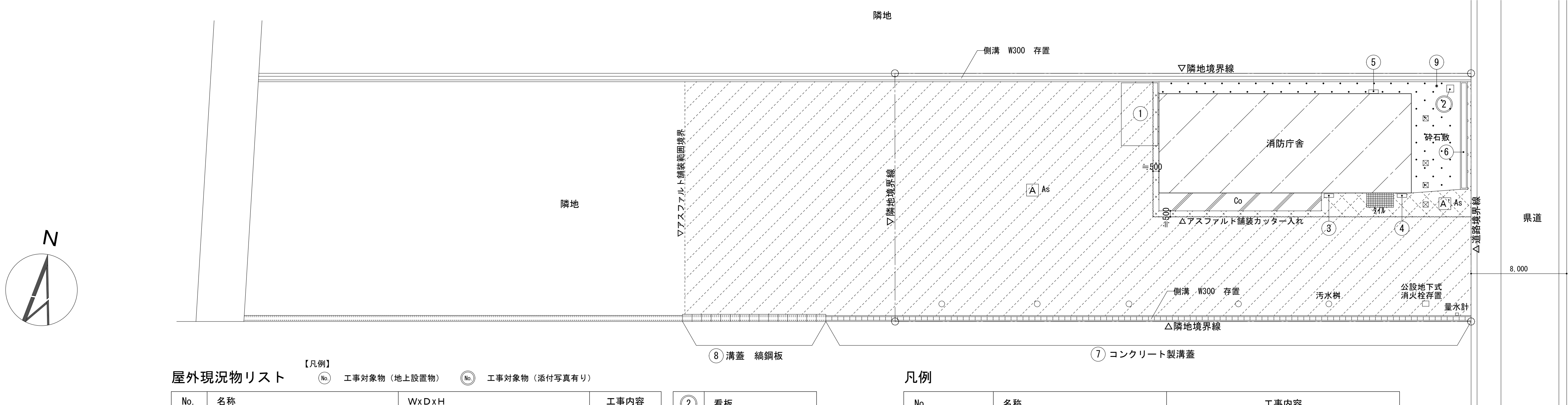


詳細図 1/40



鉄骨詳細図 1/40

株式会社 丸山建築事務所 一級建築士事務所登録第139号	板橋 品一 一級建築士登録 第213806号			構造設計 一級建築士登録 大臣 () 交付番号 ()	構造設計 一級建築士登録 大臣 () 交付番号 ()	名称 湖北地域消防本部 旧東浅井分署・旧びわ出張所解体工事	No. D-10
				構造/設備関係規定 への法適合を確認した	構造設計/設備設計 一級建築士登録 大臣 () 交付番号 ()	図名 旧東浅井分署 参考図 (3)	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100



【凡例】
No. 工事対象物（地上設置物）
No. 工事対象物（添付写真有り）

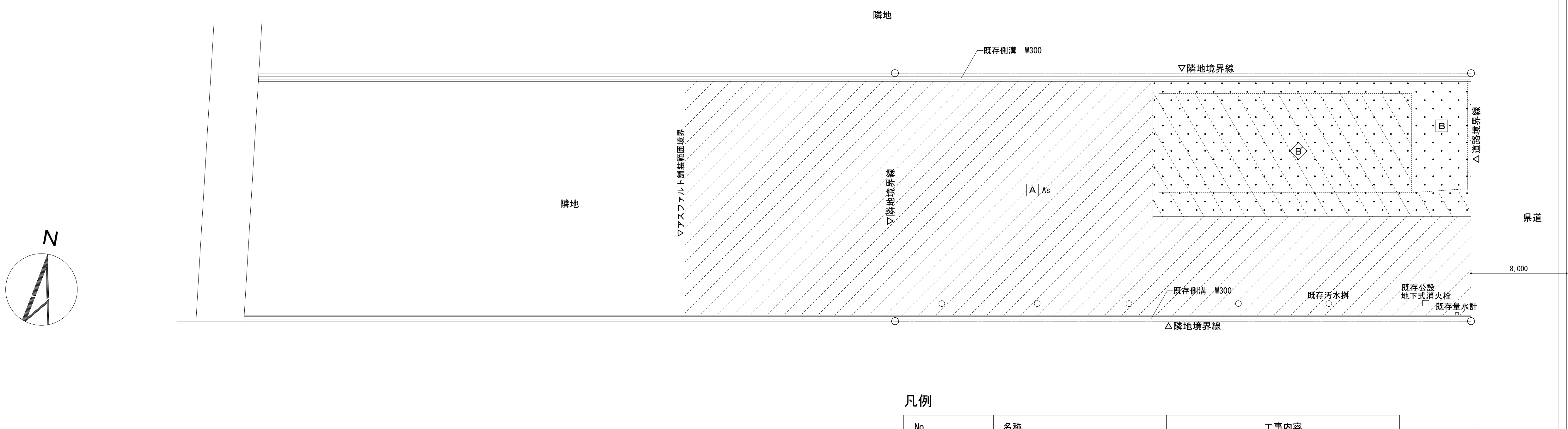
屋外現況物リスト

No.	名称	WxDxH	工事内容
①	イナバ物置 [MBW-160H]	5,260 x 3,050 x 2,320~2,380	撤去
②	看板	600 x 600 x 4,500 (看板部分H3,500)	撤去
③	室外機 [三菱] CB基礎	800 x 300 x 500	撤去
④	室外機 [三菱] CB基礎	800 x 300 x 500	撤去
⑤	室外機 [三菱] プラスチック架台	800 x 300 x 500	撤去
⑥	花壇 (レンガ積)	9,000 x 600 x 430 x t100	撤去
⑦	コンクリート製溝蓋	300 x 500 x t80	撤去
⑧	溝蓋 縞鋼板 (t 4.5)	600 x 800	撤去
⑨	アンテナポール [ヨシモトポール ZA-7.0]	φ114.3 x L=7.0m	撤去



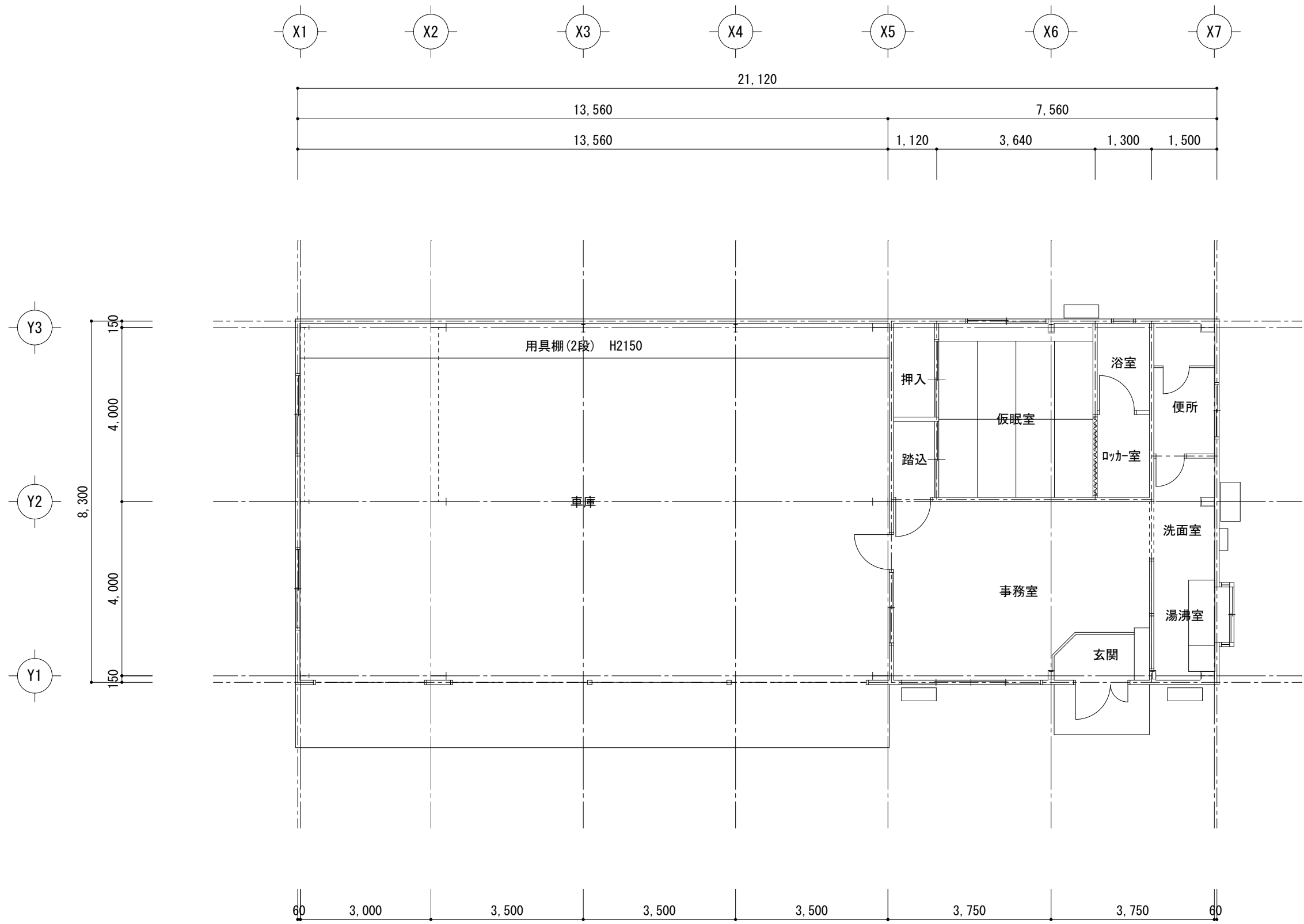
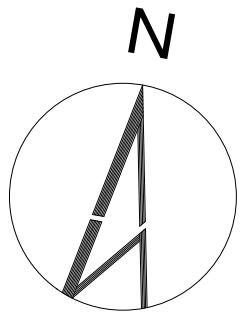
凡例

No.	名称	工事内容
A	アスファルト舗装	現況アスファルト舗装部分そのまま
A'	アスファルト舗装	現況アスファルト舗装カッター入れの上、撤去
B	砕石敷	現況砕石敷すきとり撤去
C	現況建物解体部分	既存建物解体
D	土間コンクリート	現況土間コンクリート撤去
E	タイル張り	現況タイル貼撤去

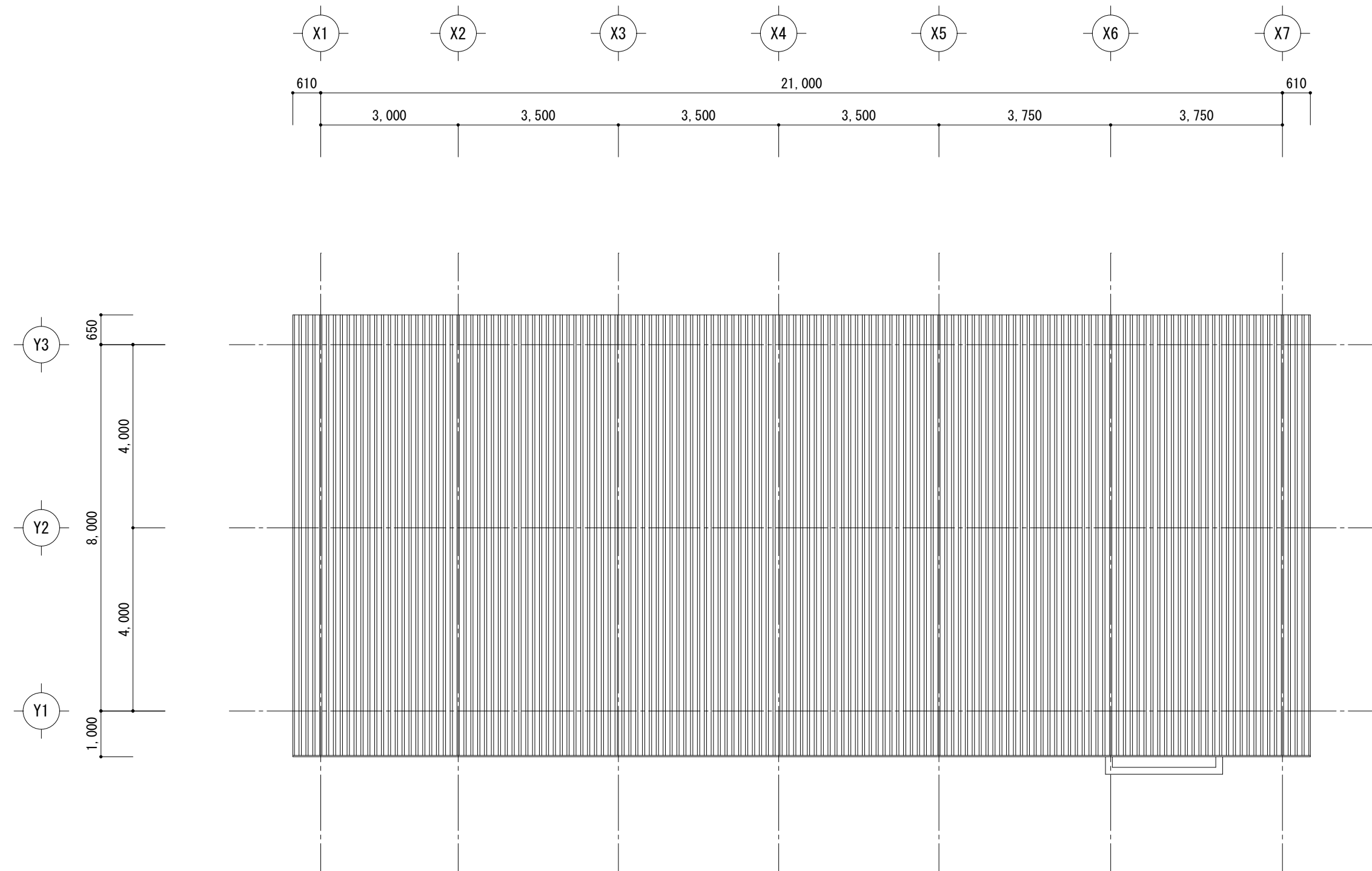


凡例

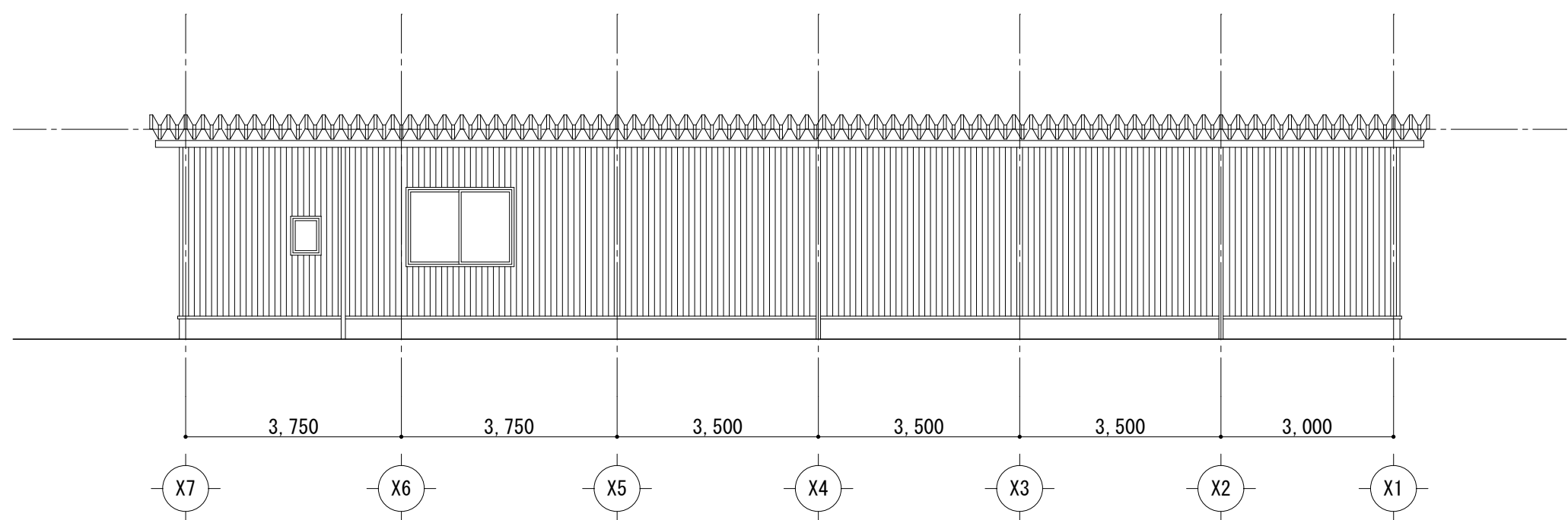
No.	名称	工事内容
A	アスファルト舗装	現況アスファルト舗装そのまま
B	砕石敷	砕石 (0-30) t=50 敷き、転圧
B>	砕石敷	建物解体部分およびアスファルト撤去部分埋戻しの上、砕石敷 (0-30) t=50 敷き、転圧



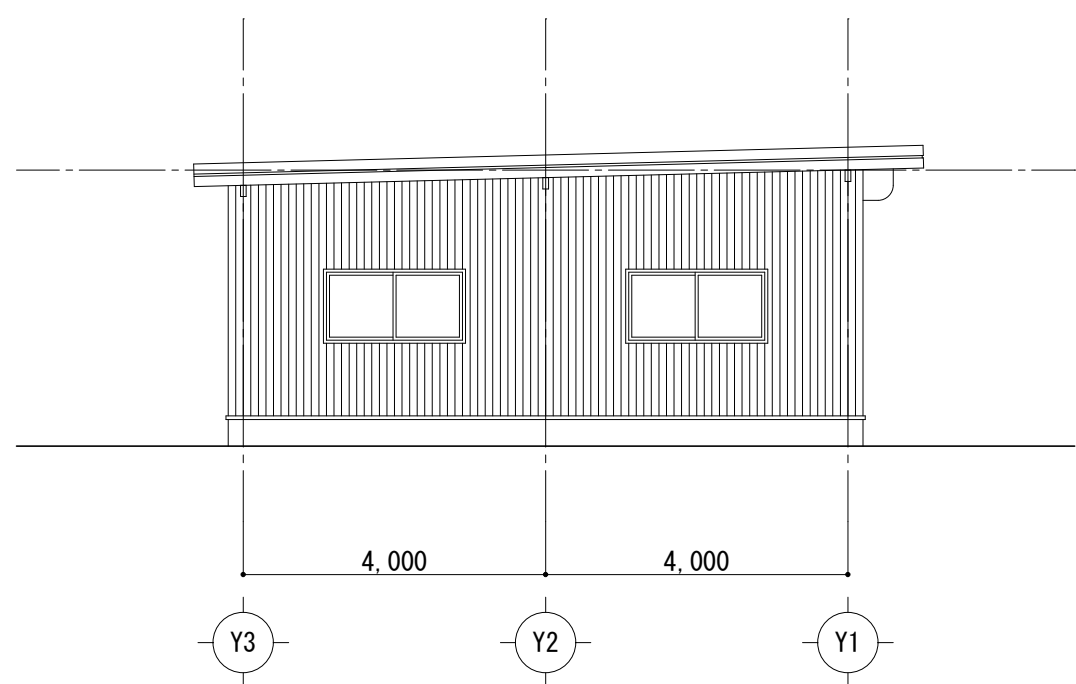
平面図 1/100



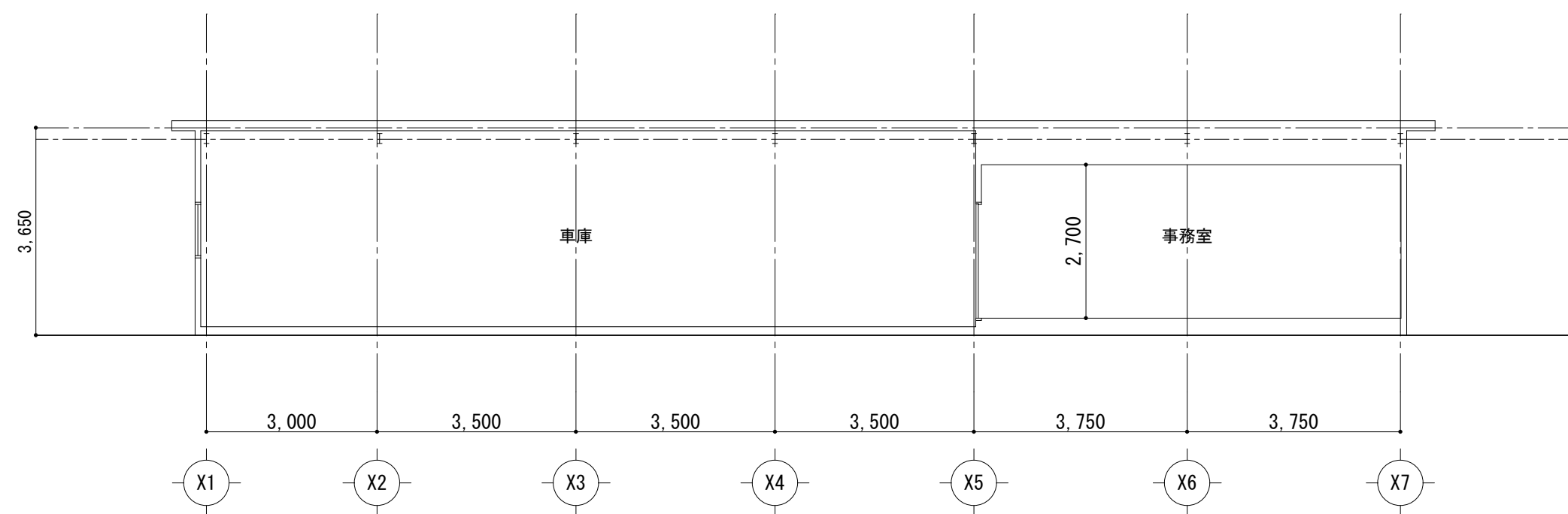
屋根伏図 1/100



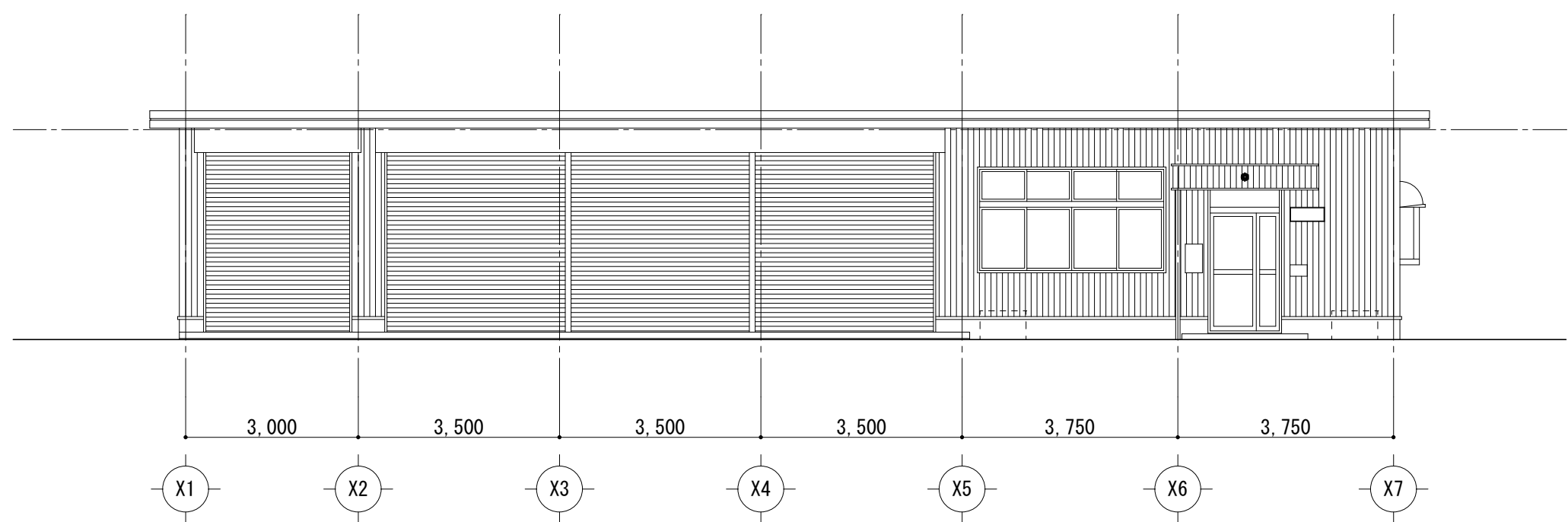
北立面図 1/100



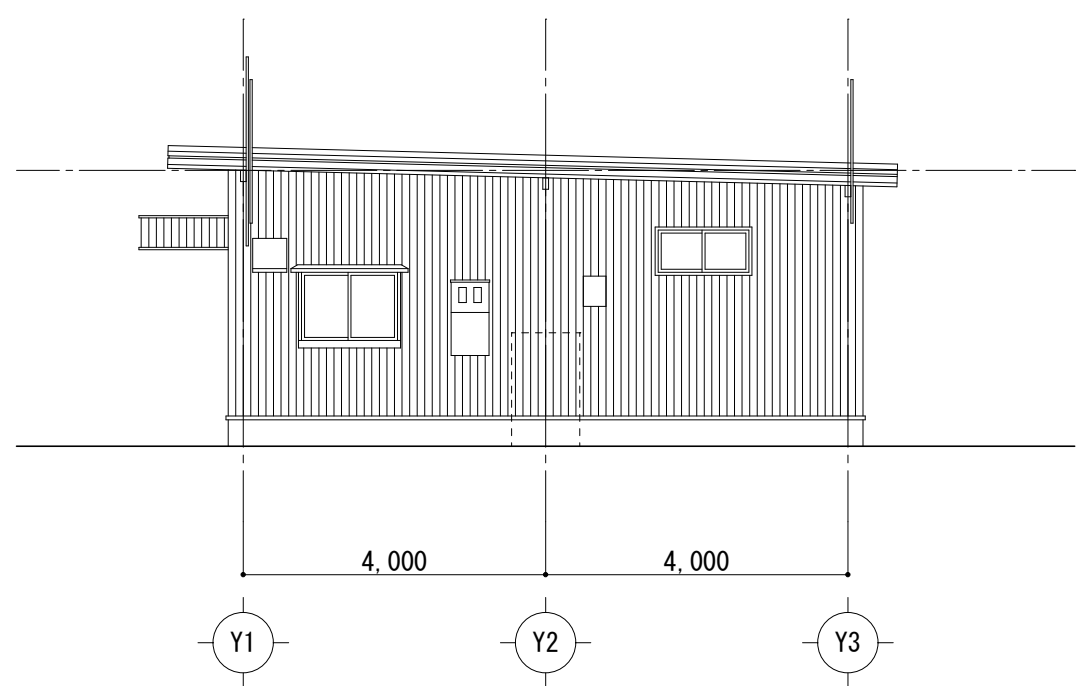
西立面図 1/100



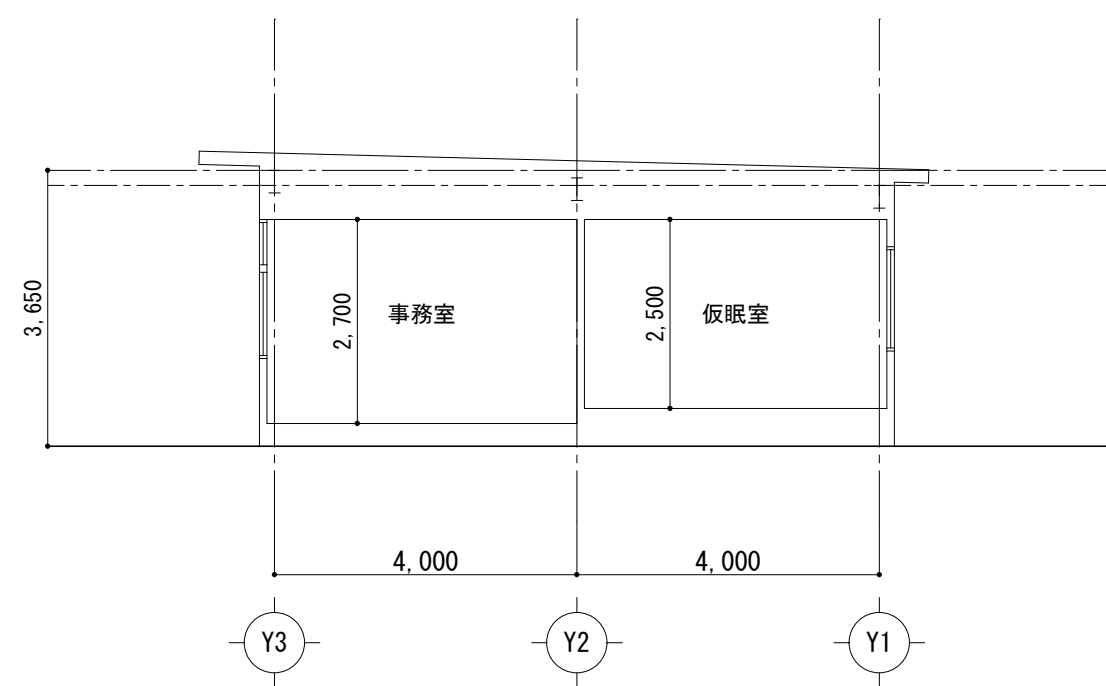
断面図 (1) 1/100



南立面図 1/100



東立面図 1/100

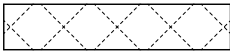


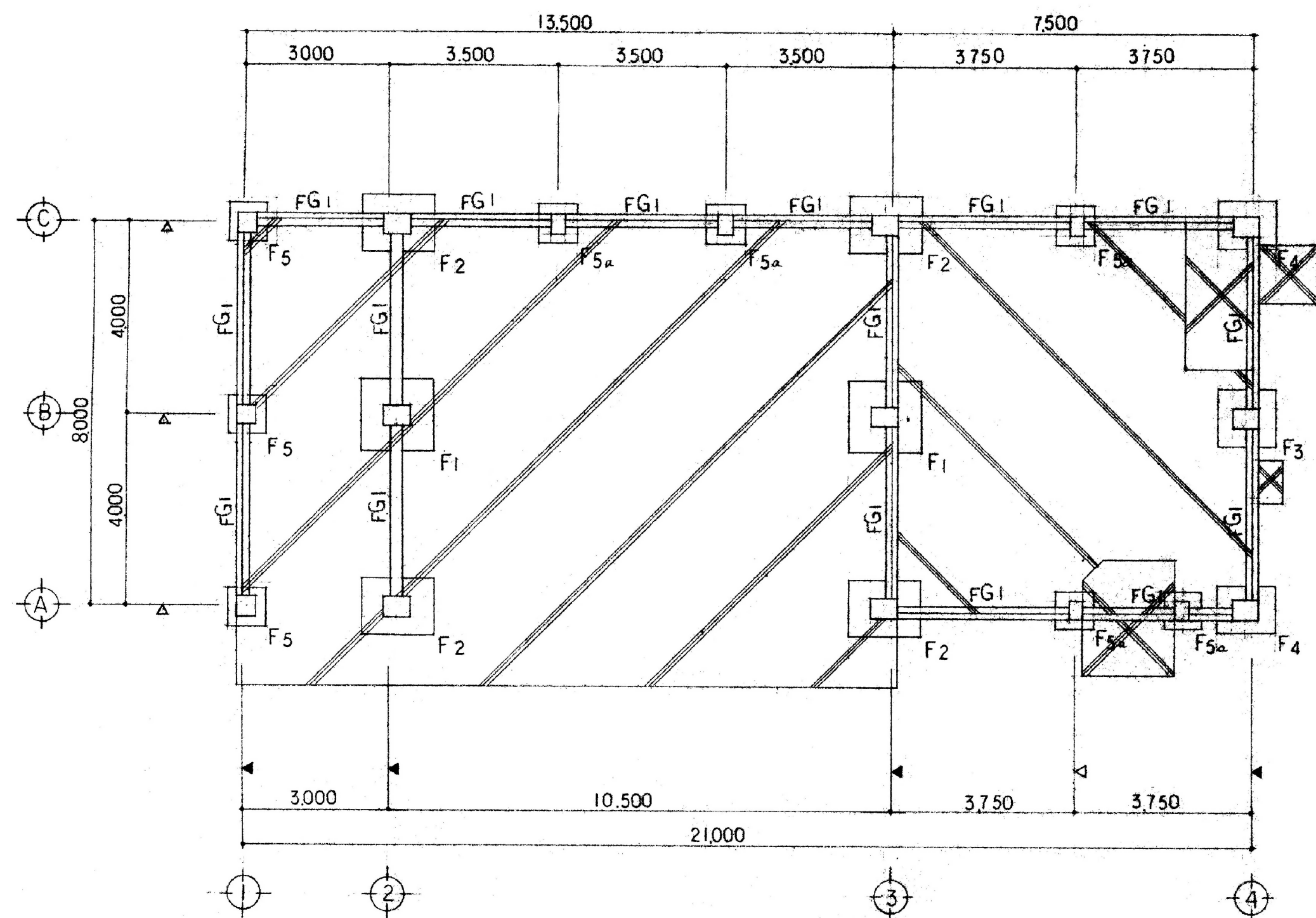
断面図 (2) 1/100

株式会社 丸山建築事務所 一級建築士事務所登録第139号	板橋 品一 一級建築士登録 第213806号			構造設計	一級建築士登録 大臣 ()	構造設計 一級建築士登録 交付番号 ()	名称 湖北地域消防本部 旧東浅井分署・旧びわ出張所解体工事	No. D-12
				構造設計/設備設計 一級建築士登録 交付番号 ()	図名 旧びわ出張所 解体建物 平面図、立面図、断面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200		

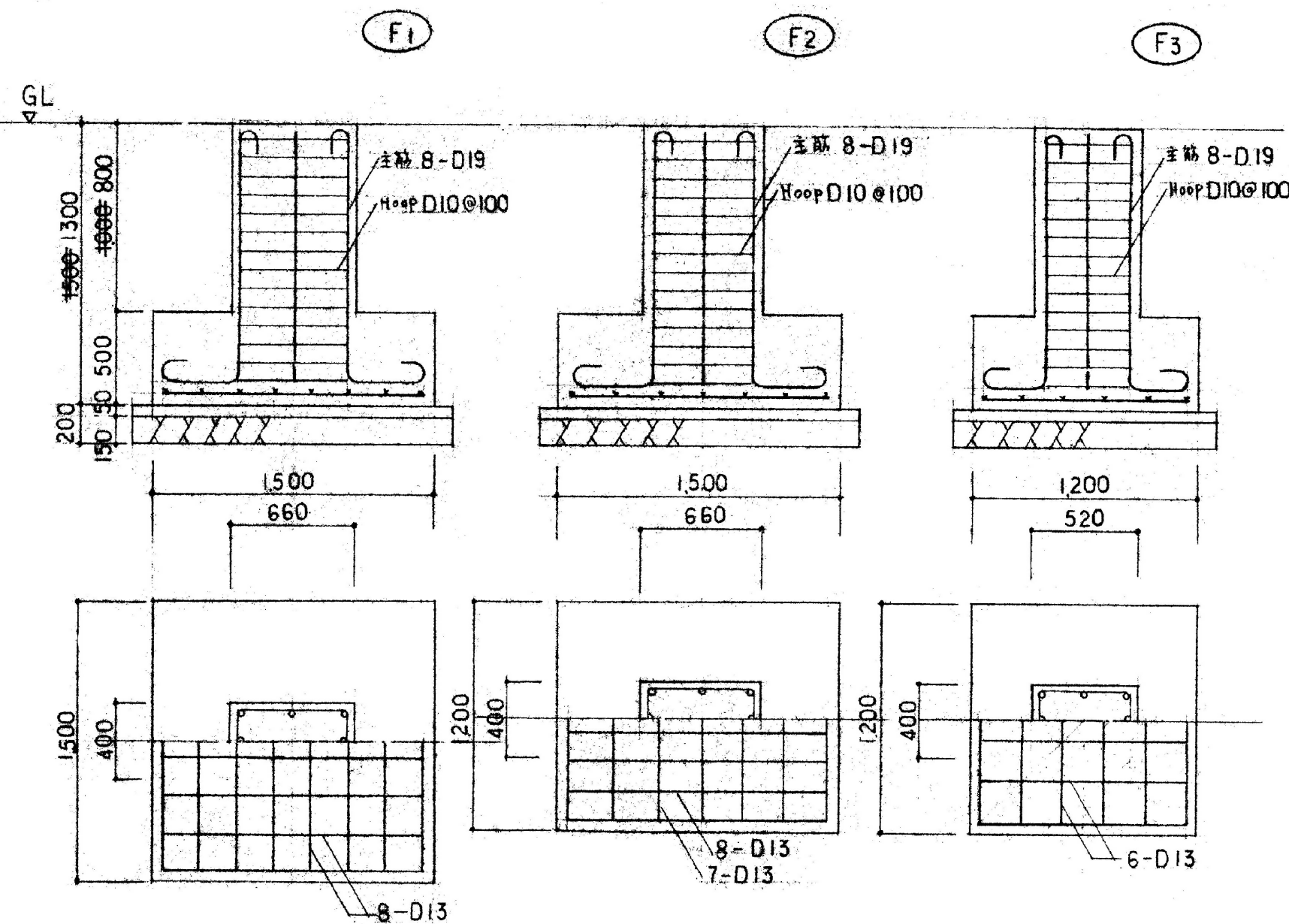
外部仕上表						
	部 位	仕 上	備 考	部 位	仕 上	備 考
	【庁舎部分】	鉄骨造		【車庫部分】	鉄骨造	
	屋 根	ｶｰﾃﾞｰ板 t=0.8 H=175折板葺き、ｸﾞﾗｽﾏｯﾄ t=5裏張り	鼻隠し：ｶｰﾃﾞｰ板 t=0.5	屋 根	本館部分と一体	
	軒 天	折板表し	軒樋：塩ビ150×100	軒 天	折板表し	
	外 壁	CB t=150積 PB t=12下地、ｱｽﾌﾙﾄﾌｪﾙﾄ張りの上、角波ｶｰﾃﾞｰ板 t=0.4	壁樋：塩ビ75φ	外 壁	本館部分と一体	
	巾 木	ﾓﾙﾌﾞﾙ刷毛引き		巾 木	本館部分と一体	
	玄関ポーチ	床：磁器質100角ﾀｲﾙ貼り 屋根：ｶｰﾃﾞｰ板 t=0.6 H=88 ﾎｰﾌﾟﾃﾞｯｷ葺き、ｸﾞﾗｽﾏｯﾄ t=5裏張り 笠木：ｶｰﾃﾞｰ板 t=0.4 幕板：ｽﾊﾞﾝﾄﾞﾙ張り 軒天：ﾀｲﾙ板 t=6.0 VP塗装	塩ビﾗｲﾝﾏｯﾄ(600×1200)			

内部仕上表													
階	室名	床			巾木 仕上	壁		天井		廻縁	CH	備 考	室名
		仕上	下地	床高 FL±		仕上	下地	仕上	下地				
1 階	玄 関	磁器質100角ﾀｲﾙ貼り	M0	-150	SUS H150 框共	PB t12+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	LGS	化粧PB t=9	LGS (GW t=50敷込)	塩ビ製	2.850	電話ｷｬｽ(W400xH550xD250)	玄 関
	事務室	長尺塩ビシート t=2.0	M0	±0	ﾋﾞﾆﾙ巾木 H100	PB t12+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	LGS	化粧PB t=9	LGS (GW t=50敷込)	塩ビ製	2.700	掲示板(W1800xH900)、行事白板(W1800xH900)	事務室
	湯沸・洗面	長尺塩ビシート t=2.0	M0	±0	ﾋﾞﾆﾙ巾木 H100	PB t12+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	LGS	PB t=9+EP塗装	LGS (GW t=50敷込)	塩ビ製	2.700	洗面化粧台(L700)、ｺﾝﾛ台、ｶﾞｽﾃｰﾌﾞﾙ、流し台(L1500)、吊戸棚(L1200)、	湯沸・洗面
	便 所	磁器質ﾀｲﾙ貼り	M0	±0	—	100角ﾀｲﾙ貼	LGS	化粧PB t=9	LGS (GW t=50敷込)	塩ビ製	2.700	水切台、水切り棚(L1200) 洋便器x1、小便器x1、手洗い、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	便 所
	踏 込	長尺塩ビシート t=2.0	M0	±0	ﾋﾞﾆﾙ巾木 H100	PB t12+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	LGS	化粧PB t=9	LGS (GW t=50敷込)	塩ビ製	2.700	—	踏 込
	仮眠室	畳敷 一部ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ t=12	木床組	+300	畳寄せ・雑巾摺	PB t12+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	LGS	化粧PB t=9 (木目調)	LGS (GW t=50敷込)	木製 45x45	2.500	—	仮眠室
	ロｯｶｰ室	化粧ﾌｵﾂﾊﾞﾙﾄ t=12	M0	±0	雑巾摺 H50	PB t12+ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張	LGS	化粧PB t=9	LGS (GW t=50敷込)	木製 45x45	2.500	ﾌﾞﾚｰｷｵｳﾄﾞｱ	ロｯｶｰ室
	浴 室	ｴﾋﾞﾄﾊﾞｽ 1116			—	—		—		—	—		浴 室
	押 入	ﾗｯｼｵ合板 t=9	M0	—	雑巾摺	ﾗｯｼｵ合板 t=5.5	LGS	ﾗｯｼｵ合板 t=4	LGS (GW t=50敷込)	木製 45x45	2.200	中段、枕棚	押 入
	車 庫	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞ押え	—	—	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放 H150	PB t=12ｼﾞｵｲﾂｰ目地 ﾘｼﾝ吹付け	—	折板 ｸﾞﾗｽﾏｯﾄ t=5裏張り	—	—	—	ﾌﾞﾚｰｷ組棚2段(H2150)	車 庫

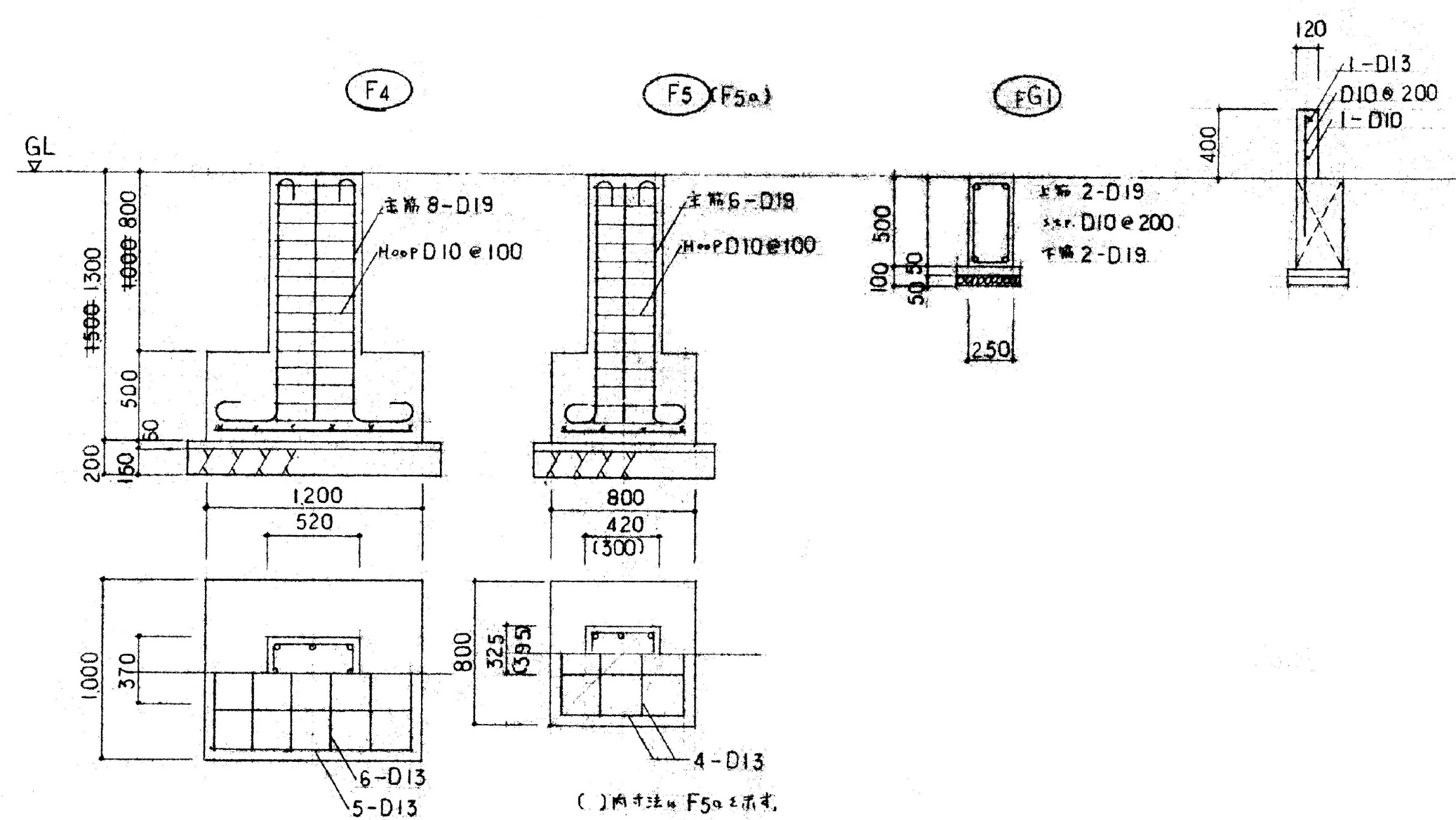
【凡 例】	 — ｱｽﾌﾙﾄ含有建材を示す
-------	--



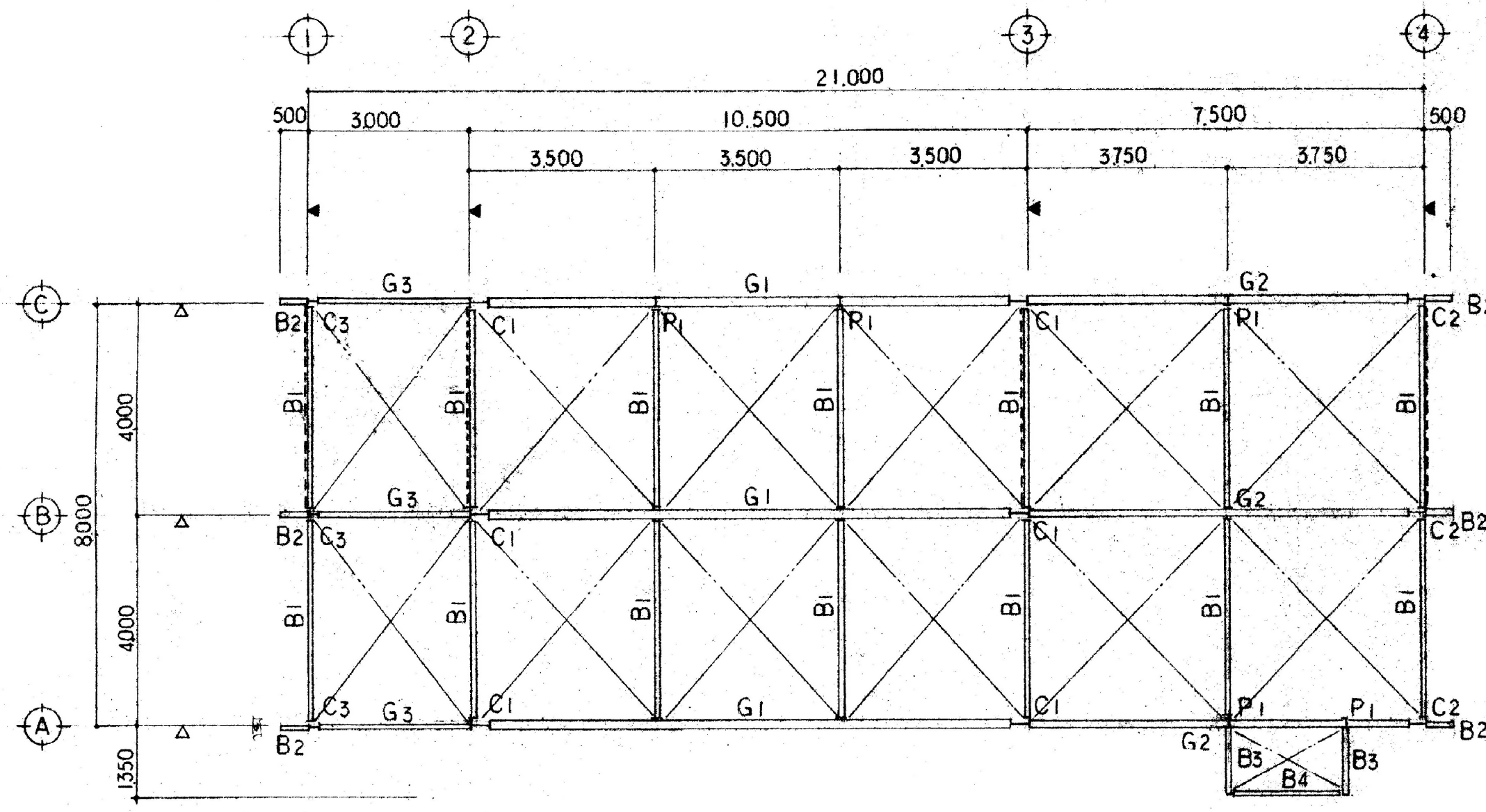
基礎伏図 1/100



基礎詳細図 1/30



基礎詳細図 1/30



梁伏図 1/100

(註記)
印は屋根面プレス表示。
印は壁面プレス表示。

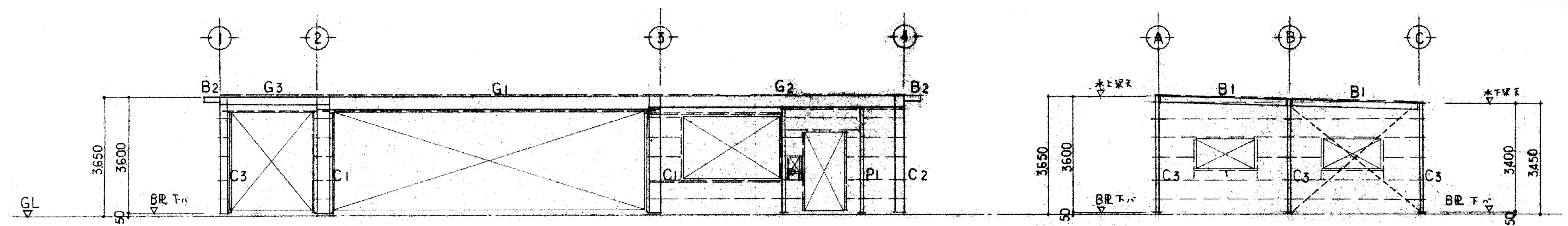
配号	G1	G2
部材	H-350×175×7×11	H-300×150×6.5×9
配号	G3	C1
部材	H-200×100×5.5×8	H-350×175×7×11

号	C2	C3	P1	B1 (B3)	B2 (B4)	壁面プレス	屋根面プレス
材	H-300×150×6.5×9	H-200×100×5.5×8	H-175×90×5×8	H-175×90×5×8	H-150×75×5×7	M22 (9×16×7付)	M16 (9×16×7付)

鉄骨リスト 1/20

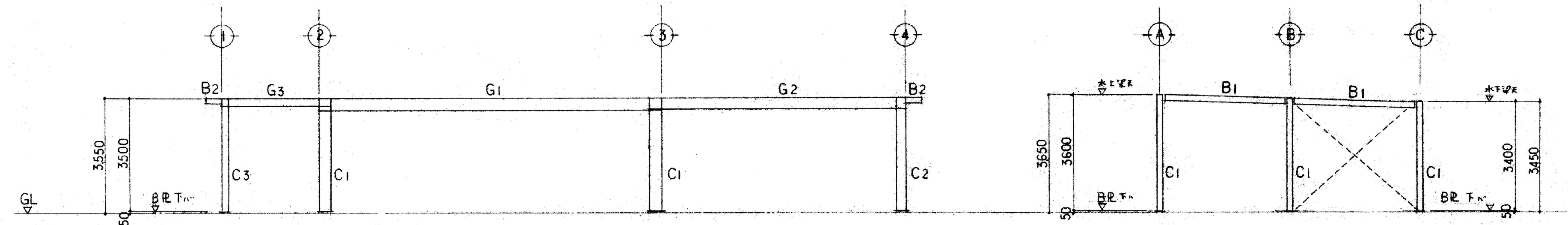
(註記)
柱脚部は全土間コンクリート根拠とする。

- (註記)
- 1 通筋はC1柱芯と43.
 - 2 通筋は柱外面を示す。
 - 3 土間コンクリート 150φ×375φ D10@200 S.C.
+ 筋筋 100
 - 4 土間コンクリート 150φ D10@200 S.C.
+ スタイロバール 150φ×50 + 11φ×150φ D10@150
+ 筋筋 30 + 筋筋 100
 - 5 土間コンクリート 100φ D10@200 S.C.
+ 筋筋 100
 - 6 地耐力は(素地) 10T=0.4N



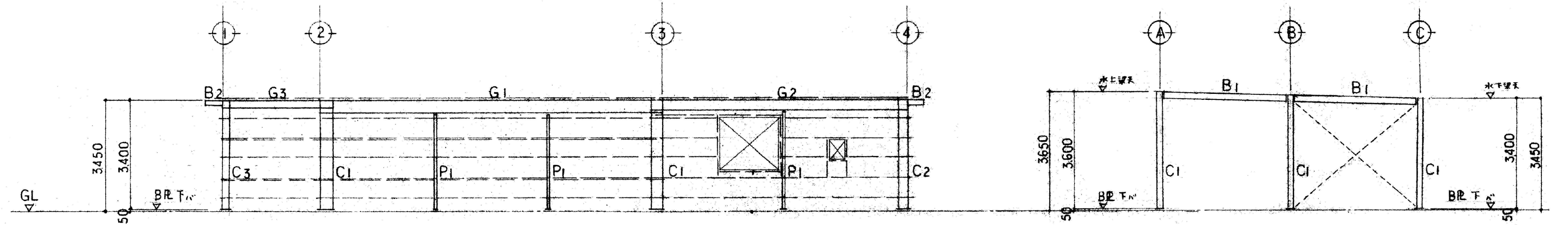
A 通り軸組図 1/100

1 通り軸組図 1/100



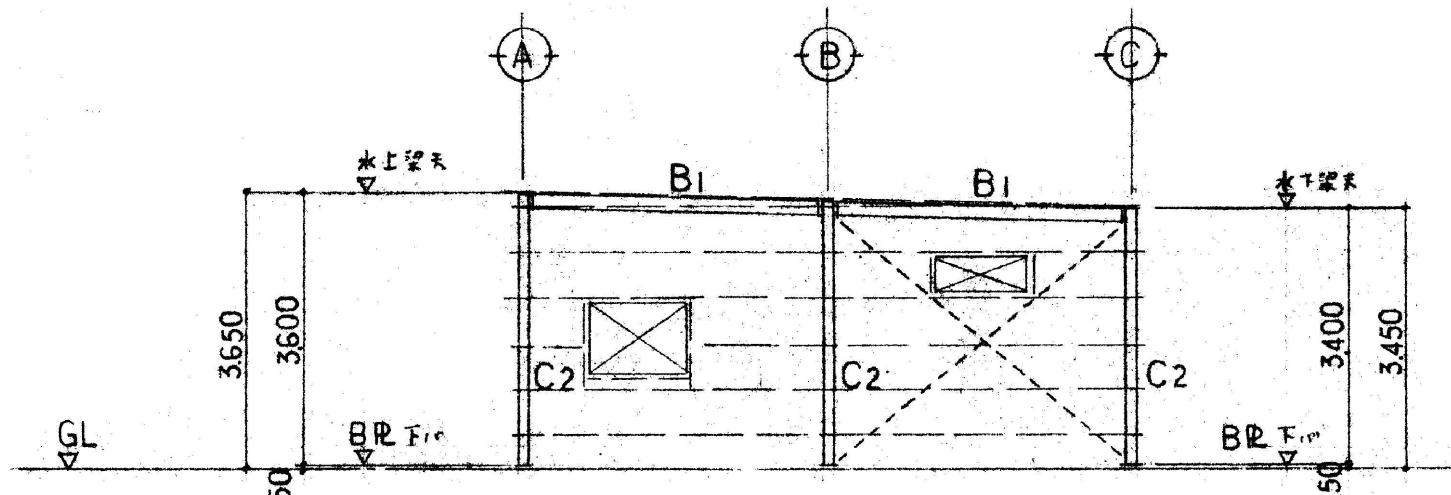
B 通り軸組図 1/100

2 通り軸組図 1/100



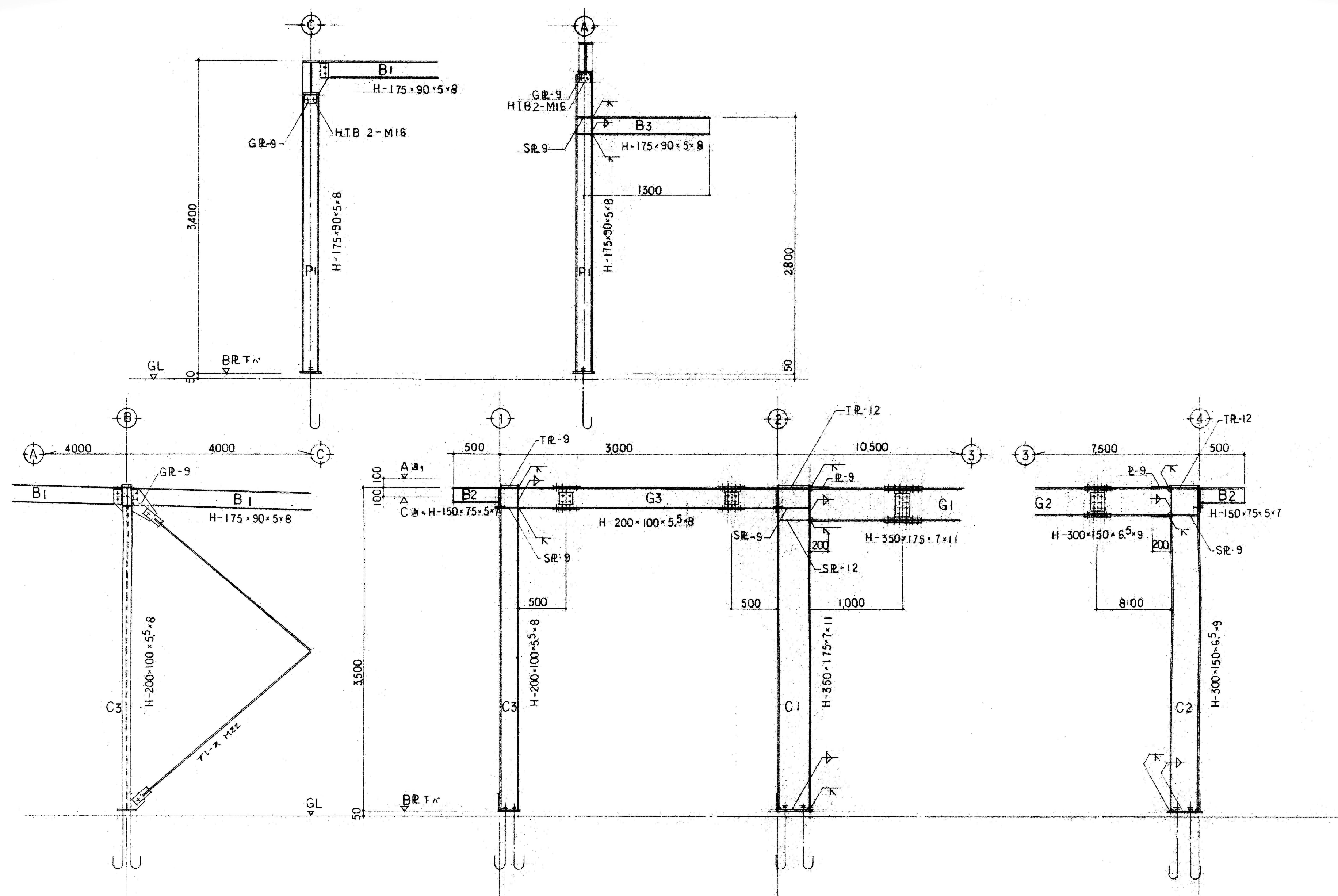
C 通り軸組図 1/100

3 通り軸組図 1/100



4 通り軸組図 1/100

(註記)
印は 壁面 フレームを示す。
印は 鋼 74, C-100×50×20×2.3@600を示す。



1 通り鉄骨詳細図 1/30

B 通り軸組図 1/30